

令和4年白老町議会定例会12月会議会議録（第1号）

令和4年12月13日（火曜日）

開 議 午前10時00分

散 会 午後 4時08分

---

○議事日程 第1号

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 議会運営委員長報告

第 3 諸般の報告について

第 4 行政報告について

第 5 一般質問

---

○会議に付した事件

一般質問

---

○出席議員（14名）

1番 久保一美君	2番 広地紀彰君
3番 佐藤雄大君	4番 貳又聖規君
5番 西田祐子君	6番 前田博之君
7番 森哲也君	8番 大淵紀夫君
9番 吉谷一孝君	10番 小西秀延君
11番 及川保君	12番 長谷川かおり君
13番 氏家裕治君	14番 松田謙吾君

---

○欠席議員（なし）

---

○会議録署名議員

12番 長谷川かおり君	13番 氏家裕治君
1番 久保一美君	

---

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	戸田安彦君
副 町 長	古俣博之君
副 町 長	竹田敏雄君
教 育 長	安藤尚志君
総 務 課 長	高尾利弘君

企 画 財 政 課 長	大 塩 英 男 君
政 策 推 進 課 長	富 川 英 孝 君
産 業 経 済 課 長	工 藤 智 寿 君
町 民 課 長	久 保 雅 計 君
上 下 水 道 課 長	舛 田 紀 和 君
建 設 課 長	瀬 賀 重 史 君
健 康 福 祉 課 長	下 河 勇 生 君
高 齢 者 介 護 課 長	山 本 康 正 君
子 育 て 支 援 課 長	渡 邊 博 子 君
学 校 教 育 課 長	鈴 木 徳 子 君
生 涯 学 習 課 長	伊 藤 信 幸 君
消 防 長	後 藤 悟 君
病 院 事 務 長	村 上 弘 光 君

---

○職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	本 間 力 君
主 査	八木橋 直 紀 君

---

◎開議の宣告

○議長（松田謙吾君） 本日12月13日は休会の日ですが、議事の都合により、特に定例会12月会議を再開いたします。

これより本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

---

◎会議録署名議員の指名

○議長（松田謙吾君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第109条の規定により、議長において、12番、長谷川かおり議員、13番、氏家裕治議員、1番、久保一美議員を指名いたします。よろしく願いいたします。

---

◎議会運営委員長報告

○議長（松田謙吾君） 日程第2、議会運営委員長報告をいたします。

議会運営委員会委員長から、12月2日及び12月9日に開催した議会運営委員会での本会議の運営における協議の経過と結果について報告の申出がありましたので、これを許可いたします。

議会運営委員会小西秀延委員長、登壇願います。

〔議会運営委員会委員長 小西秀延君登壇〕

○議会運営委員会委員長（小西秀延君） 議長の許可をいただきましたので、12月2日及び12月9日に開催した議会運営委員会の経過と結果についてご報告いたします。

令和4年白老町議会定例会は、明年1月5日まで休会中ではありますが、会議条例第6条第3項の規定により、休会中にかかわらず議事の都合により12月会議を再開することといたしました。

本委員会での協議事項は、令和4年定例会12月会議の運営の件であります。

まず、12月9日に議案説明会を開催し、12月会議に提案される議案の概要の説明を受けた後、その取扱いについて協議を行いました。

定例会12月会議に付議され提案されている案件は、町長の提案に係るものとして、令和4年度の各会計の補正予算5件、条例の一部改正4件、協定の一部変更1件、事務委託の協議1件、人権擁護委員の推薦2件、専決処分の報告1件の、合わせて議案14件であります。

また、議会関係としては、定期監査・例月出納検査の報告、議員の派遣承認、及び意見書案等が予定されております。

これらの議案の取扱いの協議結果は、会議規則第31条の規定に基づき、一括して議題とする事件は、報告第2号から第3号までの定期監査報告関係の2議案であります。

次に、一般質問は、既に12月1日・午後3時に通告を締め切っており、議員8人から12項目の質問の通告を受けております。

このことから、一般質問については、12月13日から3日間で行う予定としております。

次に、意見書案は、各会派代表などから2件提出されております。

意見書案2件は、全会派一致により提案いたしますので、議会運営基準により質疑・討論を省略することといたします。

なお、一般質問及び本日までに上程されている議案の審議については、12月13日から16日の4日間を予定したところであり、予備日を19日としております。

以上、議会運営委員長の報告といたします。

○議長（松田謙吾君） 議会運営委員長の報告がありました。

委員長報告に対し質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 質疑なしと認めます。

これで委員長報告は報告済みといたします。

---

#### ◎諸般の報告について

○議長（松田謙吾君） 日程第3、議長から諸般の報告をいたします。

定例会12月会議の再開は、議案等の審議の関係上、おおむね7日間としたところでありますが、全日程につきましては別途お手元に配付のとおりであります。

また、議会休会中における動向につきましても別途お手元に配付のとおりであります。

次に、議員の派遣結果について報告いたします。会議規則第111条第1項ただし書の規定に基づき、定例会9月会議において議員派遣の議決をした以降現在まで、議会に関するもの、または町及び各団体から出席要請があったもののうち、議会との関連性など派遣の必要性を議長において判断し、議員の派遣を決定したものであります。

その派遣結果については、お手元に配付のとおりであります。

---

#### ◎行政報告について

○議長（松田謙吾君） 日程第4、行政報告を行います。

町長から行政報告の申出がありましたので、これを許可いたします。

戸田町長。

〔町長 戸田安彦君登壇〕

○町長（戸田安彦君） 令和4年白老町議会定例会12月会議の再開に当たり、行政報告を申し上げます。

初めに、一般社団法人白老観光協会の地域DMOの登録についてであります。令和元年8月に地域DMOの候補として登録されてから観光協会並びに各関係者の皆様が本登録に向けて準備を進めてまいりましたが、10月31日に観光庁より本登録の発表がなされたところであります。地域DMOとしての登録は、胆振日高管内では初めてであり、道内では白老を含め12件が登録されております。これを契機に地域の稼ぐ力を引き出すとともに、持続可能な観光地域づくりのかじ取り役として白老観光協会の活躍を大いに期待するとともに、町といたしましても共に連携していく考えであります。

次に、東京白老会総会、懇親会の開催についてであります。11月22日、東京都の全国町村会館を会場に令和4年度東京白老会総会、懇親会が開催され、会員、ご来賓並びに関係者合わせて83名が出席する中、地元食材の試食や販売のほか、特産品の抽選会などが行われました。会場には会長に復帰いただいた橋本聖子参議院議員やご来賓として堀井学衆議院議員、山岡達丸衆議院議員らにご臨席を賜り、民族共生象徴空間ウポポイをはじめ町内のにぎわい創出に力強いエールをいただいたほか、白老町観光大使や北海道観光大使で俳優の伊吹吾郎氏も駆けつけ、懇親会の場に花を添えていただき、盛会のうちに終了いたしました。今後につきましても、会員相互の親睦を図りながら、本町に対しご理解とご支援をいただけるよう魅力あるふるさと白老を発信することに努めてまいります。

次に、企業版ふるさと納税を通じた寄付の受領についてであります。このたび本町に支店を置く苫小牧信用金庫と字虎杖浜においてナチュの森を運営されている株式会社希松、株式会社ナチュラルサイエンスより企業版ふるさと納税制度を通じた寄付をいただきました。苫小牧信用金庫におかれましては、昭和57年の白老支店開設から本年で40年を迎えるに当たり、まちづくり、まちの活性化に係る事業に対してご寄付をいただきました。また、株式会社希松、株式会社ナチュラルサイエンスには平成29年、旧虎杖中学校跡地に自社製品の製造を行う工場などを新設いただき、さらに今月2日、旧校舎をリノベーションし、科学体験を通じた様々な発見や学びを楽しむことができる施設、自然と科学のミュージアム森の工舎を開設したことを契機に、竹浦虎杖浜地区の振興に係る事業に対しご寄付をいただいたものであります。今後寄付者様の意向に沿った事業実施に向けた検討を進めるとともに、さらなる寄付獲得に向けた活動に努めてまいります。

なお、本12月会議には議案11件、諮問2件、報告1件を提案申し上げておりますので、よろしくご審議賜りたいと存じます。

○議長（松田謙吾君） これで行政報告は終わりました。

---

○議長（松田謙吾君） 次の日程に入ります前にお諮りいたします。

議案の内容等により、先議あるいは日程の変更等をあらかじめ議長に一任していただきたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） ご異議なしと認めます。

それでは、そのように取扱いをさせていただきます。

本日から一般質問を予定しております。8名の議員から12項目の通告が出されておりますが、一般質問される議員並びに説明員にお願い申し上げます。一問一答方式ということをご理解いただき、簡潔な質問に心がけていただきますとともに、町側の答弁についても簡潔明瞭にするよう、議長から特にお願ひ申し上げます。

---

#### ◎一般質問

○議長（松田謙吾君） 日程第5、これより一般質問に入ります。

通告順に従って発言を許可します。

◇ 大 渕 紀 夫 君

○議長（松田謙吾君） 8番、日本共産党、大渕紀夫議員、登壇願います。

〔8番 大渕紀夫君登壇〕

○8番（大渕紀夫君） 8番、日本共産党、大渕紀夫です。私は、町長と教育長に3点質問をいたしますが、それに先立ちまして2期と3年町長を務められた戸田町長が来年1月で退職を表明されました。11年と数か月本当に御苦労さまでした。この11年間の評価、反省、町民の皆様へのメッセージを含めて、それを念頭に置きまして質問をしたいと思えます。

私も長い間町議をやらせていただきました。山手、見野、坂下、飴谷、戸田町長と、5代にわたり論議をしまいいりましたが、白老町が発展、そして人口減少、財政不安、地方自治体の運営の難しさにいつもぶつかってまいりました。現在町長は積み残しの町立病院改革をやり上げ、このまちの町政運営の苦労を思い出して次の仕事に励んでいただきたいと思えます。

それでは、質問に入ります。第1点目、教育長に社会教育について伺います。

（1）、社会教育施設の改修計画の具体化と費用について。

①、年度別計画の策定の考え方について伺います。

②、総合計画との整合性について考え方を伺います。

（2）、体育協会での指定管理制度の内容と町の指導について。

①、5年間の決算状況を伺います。

②、指定管理者が取り組む自主事業について伺います。

③、自主事業で得た利益の処分方法及び処分の内容と利用目的を伺います。

④、指定管理期間を通しての利益とその処分内容について伺います。

⑤、指定管理制度における行政指導の範囲について伺います。

（3）、体育協会及び文連協等社会教育団体の一元化について。

①、具体的な方向性を伺います。

②、人口減少を見据えた組織の在り方について伺います。

③、見える指導と組織化の考えを伺います。

（4）、仙台藩白老元陣屋の北海道遺産の指定について。

①、町として陣屋資料館とアイヌ民族との関わりの押さえとプラスに作用されるための考え方について伺います。

○議長（松田謙吾君） 安藤教育長。

〔教育長 安藤尚志君登壇〕

○教育長（安藤尚志君） 「社会教育」についてのご質問であります。

1項目目の「社会教育施設の改修計画の具体化と費用」についてであります。

1点目の「年度別計画の策定の考え」と、2点目の「総合計画との整合性」については関連がありますので、一括してお答えいたします。

第6次白老町総合計画における教育文化の分野においては、基本事業として「社会教育施設

の整備・充実」を掲げており、町民の学びの場となる社会教育施設の計画的な改修や時代にあった利用しやすい施設のあり方について、検討を進めることとしております。

また、教育委員会が所管するいずれの施設においても、他の施設と同様、建築から相当な年数を経て老朽化が顕著にあることから、今後、町が策定する白老町公共施設適正配置計画において示される、各施設の方向性を念頭に、具体的な改修等の実行計画を定めていく必要があると考えております。

2項目めの「体育協会での指定管理者制度の内容と町の指導」についてであります。

1点目の「5年間の決算状況」についてであります。平成29年度から令和3年度までの指定管理期間における施設別決算状況を見ると、白老町体育施設の収入合計が1億7,305万5,245円に対して、支出合計が1億6,842万452円となり、累積剰余金は463万4,793円となっております。

また、北吉原体育施設においては、収入合計が3,794万7,751円に対して、支出合計が3,729万5,860円となり、累積剰余金は65万1,891円であります。

なお、指定管理施設全体では、5年間の累積剰余金は528万6,684円となっております。

2点目の「指定管理者が取り組む自主事業」についてであります。指定管理者が行う業務は、管理行為と利用行為に分けられ、自主事業は、白老町体育協会が管理する施設の特性を活かし、施設利用率の向上を図るために行われる利用行為であります。

スポーツ施設である指定管理業務の範囲は、白老町体育協会が法人として行うスポーツ普及や振興事業と重複する部分が多く、その事業の実施にあたり、管理行為と利用行為の区別が難しい現状にあります。昨年度は、Genキングしらおいクラブからの委託事業として、主に総合体育館を利用し、小学生から高齢者まで幅広い世代に対応した実技指導を行ったところであります。

3点目の「自主事業で得た利益の処分方法及び処分の内容と利用目的」についてであります。自主事業の利益は、事業を実施した白老町体育協会に帰属するものであります。

また、昨年度において自主事業における事業収入は、スポーツ教室事業特別会計の収入に計上されており、本町のスポーツ普及振興を達成する財源として活用されるものと考えております。

4点目の「指定管理期間を通しての利益とその処分内容」についてであります。管理運営業務仕様書には、指定管理期間を通じた累積剰余金の取り扱いは規定しておりません。

ただし、単年度決算において「収支予算書の総額に5%を超えて剰余金が発生した場合には、当該額の最大50%を施設設備の充実や利用者への還元に供するもの」としており、令和2年度においてはこの規定に基づき、指定管理者が施設トイレの改修を行ったところであります。

5点目の「指定管理者制度における行政指導の範囲」についてであります。地方自治法においてその取り扱いが規定されており、本町においては、白老町公の施設に係る事務処理要領に基づき、管理業務や経理の状況に関して実地にて調査し報告を求め、必要な指示をすることとなっております。

3項目めの「体育協会及び文連協等社会教育団体の一元化」についてであります。

1点目の「具体的な方向性」と2点目の「人口減少を見据えた組織の在り方」については、関連がありますので一括してお答えいたします。

少子高齢化の進展に伴い、既存の文化団体やスポーツ活動団体においては会員数の減少や高齢化、担い手不足などにより活動が停滞している状況にあります。

今後においては、社会教育施設の集約のみならず、組織運営についても、将来人口を見据えた再編や統合などの見直しを要するとの認識から、両団体が抱える課題の把握とともに、相互に有益性が実感できるような組織のあり方が必要であると捉えております。

3点目の「見える指導と組織化の考え」についてであります。本町におけるスポーツと芸術文化の振興を図って行くためには、町内における文化団体やスポーツ活動団体が有益性を実感できる組織の実現に向け、教育委員会が主体的に関係団体の育成指導や、組織化に向けたコーディネート機能を果たしていく必要があると捉えており、第3次白老町社会教育中期計画の期間内において一定の方向性をお示しできるよう努めてまいります。

4項目目の「仙台藩白老元陣屋の北海道遺産の指定」についてであります。

1点目の「陣屋資料館とアイヌ民族との関わりの押さえ」についてであります。白老のアイヌ民族は北海道の他の地域に比べ、古くから和人との共生の歴史があったと言われております。

また、仙台藩が警衛地の治安維持を図るため、アイヌ民族を貴重な労働力として雇用し、その対価が支払われていたと伝えられており、白老においては道内の他の地域では困難であった民族共生の歴史が、江戸時代から築かれていたものであると捉えております。

このような歴史を鑑みると、史跡白老仙台藩陣屋跡がウポポイの関連区域として、アイヌ文化を体験できる広域的なフィールドミュージアムの機能を果たしていくことは、大変意義深いものであり、本史跡を確実に次世代へ継承するとともに、正しく発信していくための取組が必要であると考えております。

○議長（松田謙吾君） 8番、大淵紀夫議員。

〔8番 大淵紀夫君登壇〕

○8番（大淵紀夫君） 8番、大淵です。公共施設等総合管理計画では2027年までの10年間、これ制定されてからですけれども、除却等検討施設事案、これがあります。旧飛生小学校、旧竹浦小学校、旧白老小学校、旧ふるさと体験館森野などなど教育関係施設がたくさんあるわけですが、これ以外に現在使っている社会教育施設として最も古い高齢者学習センター、これ1958年、図書館や温水プール、テニスコート、総合体育館は1970年の新築ということで50年以上たっているわけです。長寿命化計画に入ることすら疑問視されるような状況だと考えます。当然計画で言う検討施設であるということは十分理解した上ですけれども、本当に実行が難しいなど財政的に見て思うのですけれども、私が挙げた施設を含めて、施設というのは壊すほうではなくて今使っている施設です。10年間の計画なり実行計画をきちんとつくるべきではないかと思うのですけれども、除却するだけではなくて。今使っているほう、これを10年計画きちんとつくってやるべきでないかと思うのですけれども、いかがですか。

○議長（松田謙吾君） 伊藤生涯学習課長。



○生涯学習課長（伊藤信幸君） ただいまの施設の実行計画の策定をすべきだというようなご質問でございましたが、こちらにつきましては公共施設総合管理計画の中に検討施設ということで位置づけになっているということと、あと1答目、教育長から答弁がありましたとおり、これから町の中で公共施設適正配置計画をしっかり定めていく、これは1つ大きな指針になっていくのではないかと捉えております。そういう指針の下、実際に社会教育施設をどのように、どういうタイミングで改修なりを図っていくかというところは教育委員会としてもしっかりと具体的な計画を定めていく必要があるのではないかというような認識を持ってございます。具体的にそれを何年間の計画期間を持ってとか、今時点ではそこまでの考えは持ち合わせておりませんが、公共施設適正配置計画と連動した実行計画を考えてまいりたいと思っております。

○議長（松田謙吾君） 8番、大淵紀夫議員。

〔8番 大淵紀夫君登壇〕

○8番（大淵紀夫君） 8番、大淵です。今までもずっと一貫してそういう答弁なのです。要するに当然実行できる場合と実行できない場合があるのははっきりしているのです。ですから、後の利活用もあるわけだから、実行できないのなら、それはそれで理由をきちんとすればいいだけだと私は思うのです。そうではなくて全て先送り。今の中でいけば高齢者大学はやっているけれども、58年からです。本当に私はそういうことをきちんとやらないと、方向を出さないと駄目だと言っているのです。ですから、そういう調査、分析、方向を出すと、そのことを利用者に見えること、これが私は大切だと思います。特に今の高齢者大学の使っているところとプールやテニスコート、これがいつまでやるのか、それともやらないのならやらないとしないと、もう待たなしです。ほかの建物を壊しただけでお金がなくなってしまいます。

○議長（松田謙吾君） 伊藤生涯学習課長。

○生涯学習課長（伊藤信幸君） 高齢者学習センターにつきましては本当に古い建物で、学生の皆様にも快適な環境とは言えない中での学生生活を送られているというところで教育委員会としても捉えてございます。まず、学習センターの部分につきましてはですけども、こちらについてもこれまでも様々な議会の場でも方向性をどうするのだというようなご指摘をいただいているところでございますけれども、この施設の在り方につきましては、当初は白老中学校とか、そういったところも候補にとか、いろいろ検討段階でのお示しをさせていただいたところでございます。これから教育施設のみならず、町全体の施設が老朽化という中で取捨選択をしていくような状況の中で、これは全体的に、では高齢者学習センターをどうしていくかというところは一体として考えていかなければならないところかと考えてございます。

また、町民温水プールにつきましても、外から見ても非常に屋根のさびがひどいような状況、雨漏りもあるという状況の中で、こちらにつきましても将来的には人口がどんどん減っていくような状況の中で、子供からお年寄りまで幅広い年齢層で使っていけるようなスポーツ施設というのは今後も必要などころだと考えてございます。

また、テニスコートの部分につきましても、町内桜ヶ丘はじめ土のテニスコートもほかに2か所あるとか、そういったところの取捨選択というのは必要なものだと考えてございます。そういうようなところは、繰り返しの答弁になるかもしれませんが、適正配置計画と連動して教

育施設の在り方というのをしっかり定めていくように努めてまいりたいと思っております。

○議長（松田謙吾君） 8番、大淵紀夫議員。

〔8番 大淵紀夫君登壇〕

○8番（大淵紀夫君） 8番、大淵です。これずっと同じ議論しているようなものなのですが、やっぱり具体的な計画、例えば壊すほうは10年間で壊れても壊れなくても検討するとなっているのです。だけれども、こちらの今使っている部分はそうならないこと自体がおかしいでしょう。町民が使っているのだよ。ですから、そこら辺は当然総合計画との整合性も取らなくてはならないということは十分承知していますが、そこを先送りしないで、そしてできなかつたらこういう理由でできませんでしたということでもいいから、やっぱり計画から具体化をきちんと図ると、そういう姿勢を持ってください。何だか計画ができたかどうか、先送りばかりしないで、そういう姿勢に立たないと私は駄目だと思います。それはもう同じ答弁ですから、いいです。

次に移りますけれども、指定管理業務の中で支出の中に一般管理費、スポーツ施設事務管理費とありますが、この内容について、総合体育館のほうは一定限度の金額、それからはまなすのほうはゼロになっています。それから、支出の部の中にはもちろん一般管理の中での草刈りとか、いろいろな給料というのは見られていますが、そこら辺の中身についてお尋ねします。

○議長（松田謙吾君） 伊藤生涯学習課長。

○生涯学習課長（伊藤信幸君） 体育協会が行っております体育施設の指定管理業務に係る経費の詳細のご質問であったと捉えてございます。

まず、町が体育施設に指定管理業務を委託するに当たりまして、経費につきましてはそれぞれの各施設、実際労務をしてくださる作業員、そして管理人等を含めたそういった労務経費につきましては給料なり手当、賃金等、人件費を計上させていただいております。それと、いろいろ維持管理に係る諸費用、燃料費、光熱水費等様々な管理経費がそれぞれの項目の中で支出が組みれているという状況でございます。これらの維持管理経費に対しての10%の部分が一般管理経費ということで計上しているような状況になっておりまして、こちらにつきましては、考え方でございますが、指定管理の期間中において、これ5年間で契約をするようなことになっておりますが、物価変動が必ず生じていくということになります。そういったリスクが必ずついて回りますので、こういったリスク分担というのは教育委員会側と受託する体育協会側、どういう分担でというのを明確にはしておりますが、それに対する支出額が発生した場合の財源ということで指定管理料の10%を一般管理経費として指定管理料に含めて受託をいただいているというような状況になってございます。

○議長（松田謙吾君） 8番、大淵紀夫議員。

〔8番 大淵紀夫君登壇〕

○8番（大淵紀夫君） この指定管理費用の中に事務員の給料等々もありますよね。それはどれぐらいのパーセントで、その案分の仕方はどのように事務員が、一般補助の中で体育協会の事務は事務でやっているわけです。それ以外にこの部分で事務なら事務費というのはあるのかもしれないけれども、その案分の仕方や中身、指定管理が発生したときからの中身について、

もうちょっと詳しく説明してください。

○議長（松田謙吾君） 伊藤生涯学習課長。

○生涯学習課長（伊藤信幸君） もう少し具体的にお答えしたいと思います。

令和3年度の指定管理の決算状況で、先ほどご説明をいたしました指定管理料の10%未満の一般管理経費で見るとの支出が145万5,000円ございました。その内容としましては、体育協会の法人としての役員報酬に120万円、そして事務局職員の役職手当としまして25万5,000円が支出されたということがございます。これらの経費につきましては、先ほど説明いたしました各施設の維持管理に係る労務的な部分での給料の項目とは別に一般管理経費の中で支出をされたということになってございますが、これらの支払いをしている145万5,000円につきましては、法人としての業務とは別に指定管理業務に関わる対価として一般管理経費から支出をされたということでご捉えてございます。

○議長（松田謙吾君） 8番、大淵紀夫議員。

〔8番 大淵紀夫君登壇〕

○8番（大淵紀夫君） 今の説明よく分からないのだけれども、事務費ではなく指定管理業務の一般対価として支払った。体育協会は補助金団体だよ。全部明確に賃金とかも出ているのだよ、法人に対して。それが何で指定管理業務の費用の中でそういうものを見るのですか。おかしくないですか、それ。法律的にどうこう言っているのではないです。体育協会というのは町の補助金団体です。補助金でやっているのだ。事務員にみんな補助金を出しているでしょう。それを指定管理のお金の中でそのための対価として出すとは、それはどういう理由ですか。

○議長（松田謙吾君） 伊藤生涯学習課長。

○生涯学習課長（伊藤信幸君） まず、体育協会の法人の設立の目的からお話をさせていただきたいと思いますが、体育協会の法人の目的につきましては、これは定款で定められてございますが、白老町におけるスポーツの普及、振興のために必要な事業を行うということが1つ、そして白老町の設置する、または管理するスポーツ施設等の管理運営に関する事業を行うということを目的として定めております。そういうような法人の役割を持って、これは町、教育委員会が補助団体ということで法人の事務局職員等に係る人件費につきましては補助をしております。その一方で、実際は体育協会が指定管理の受託者として総合体育館をはじめとする体育施設について指定管理を担ってくださっております。実際法人の果たす役割と指定管理として体育施設を、先ほど1答目の教育長の答弁にありましたとおり、管理する立場と、体育館なり施設を有効活用した利用する行為というところが、これが指定管理の業務ということで位置づけられておりますが、それぞれ法人の役割、指定管理者としての役割というのが何となく同じような目的を持っている部分が多々ございます。

議員のご指摘にあるとおり、そもそも法人としては補助団体であるということなのに、別なところからまたその人件費を出すということはどうなのだというご指摘だと思います。まず、こちらの部分は法的には全く問題のない話であると教育委員会としても捉えているところがございますが、指定管理者に指定をさせるという意義合いを考えていきますと、そもそも町が民間事業者の能力を活用していくということがございます。教育委員会、町側としても民間によ

って実施されるのだということを十分理解していくことが指定管理者の指定の意義になります。そういうことからいきますと、本来でいくと町の補助事業と明確にそこが区分されるべきであろうと考えておりますので、補助団体に人件費が別なところから出ているというのは全く同じ業務をして二重にもらっているということではなく、それぞれの業務、法人としての業務と指定管理としての業務ということに分けた中でそれぞれ支出はされているのだとはこちらとしても捉えておりますが、なかなかそこは町民に対しても道義的にどうか、そういうところは疑問が残るところは確かなところでもありますので、そこは誤解のないような形でこれから法人側と意見を確認していきながらという必要があると捉えてございます。

○議長（松田謙吾君） 8番、大淵紀夫議員。

〔8番 大淵紀夫君登壇〕

○8番（大淵紀夫君） そもそも役員って誰に払っているの、これ。事務に払っているといったら、事務費を払っているのなら話は分かるのだ。だから、案分でどれだけあるのですかと聞いたのはそういう意味です。法人としてきちんとお金を払っているところに、ここでまた違う形で役員報酬が払われているということにならないですか。5年間で指定管理料の支出の中の616万3,266円が一般管理料なのだ。今言ったものが5年間続いているかどうか知らないよ、どうなっているのかそれも言ってください。そういう中で、自主事業53万円しかやっていないのだ。そうして、プールだったら1年間の収入にも満たないぐらいの自主事業しかやっていないのだ、5年間で。その上でここから600万円の役員報酬、全部ではないけれども、一般管理費の中で一定程度払われて、それがなおかつ法人、町の補助金団体なのに指定管理を受けて600万円出した上に520万円以上の利益が出ているのだ。指定管理って一体何ですか。民間が努力をしてやるというのは、私は何も。利益出すこと自体が何も悪ではないのだもの。私は、それは認めています。きちんと分かっています。だけれども、補助金団体で補助金を出しているのだ、運営費から。事業費まで出しているのだ。そこが何で指定管理料の支出の中から役員報酬を取らなければ駄目なのですか。法的に違反ではないからと、そんな指導すらできないのですか。

○議長（松田謙吾君） 安藤教育長。

○教育長（安藤尚志君） 大淵議員からご指摘いただいた点、ごもつともだと理解します。伊藤課長からも話したように、法的な部分でどうなのかというところがまず大前提として、そこについては特に問題がないと。ただ、言われているように、その辺の給与の出どころが非常に紛らわしいというか、誤解を招くような、そういうものもあるだろうと思いますので、今即答でこうしますというお答えはできませんけれども、このことについては大変大きな課題として受け止めながら、体育協会とももう一度そこについてきちんと整理をしていきたいと考えております。

○議長（松田謙吾君） 8番、大淵紀夫議員。

〔8番 大淵紀夫君登壇〕

○8番（大淵紀夫君） 法的に問題ないということは私も十分承知していますからいいですけども、こんなところから役員報酬が払われて、表に全く出ていないのです。指定管理をするほうが、そういうことをきちんとさせないと駄目でしょう。補助金団体として1,200万円以上の

補助金を出して、なおかつ指定管理を行い、5年間で520万円の利益を上げているのです。これだって本来からいって積み立てるのではなくて、町民還元するか下げればいいでしょう、指定管理料を。実際に非営利団体が町からの指定管理の中で得た利益を本来からいけば町民還元や維持補修に使うのは当たり前でしょう、管理料を下げるか。それは基本でしょう。一体こういう行為というのはどうして許されるのですか。法的に問題ないからいいのですか。やっぱりここはきっちりしていただかないと、こんなことがどうなっているかということ、実際に体育協会としてスポーツ活動の普及、推進のための努力、実際スポーツ指導員今何人いるのですか。私の記憶では若い人もいたよ、以前は。今いないでしょう。何のための補助金団体なのですか。あらゆるいろいろな危機管理にこういうことが一番まずいのです、今回のきたこぶしで起こったことも含めて。そういう視点に立たないと、教育長よく知っているでしょう。この間白翔中学に行った。そうしたら、部活動指導をする先生がいないのだと、本当に困っていると言っているのです。何のための体育協会ですか、そうしたら、1,200万円にプラス事業費二百何十万円出しているのだよ。もうちょっときちんと徹底した管理をしてもらうべきではないですか。

○議長（松田謙吾君） 伊藤生涯学習課長。

○生涯学習課長（伊藤信幸君） まず、体育協会の職員の体制の中では指導する立場というのが現状いない状況でございます。ご指摘のとおりでございます。教育委員会としましても、補助金を交付する目的については先ほど来お話をしている法人の役割、目的をしっかりと果たしていくために補助をしているというような状況でございます。そういう中ではスポーツを指導する立場がどんどん人がいない現状だとか、当然教育委員会もいろいろなところから声を聞いている状況でございます。そういう中で、指導する立場、そしてスポーツしやすい環境をつくっていくというところについては教育委員会もさることながら、体育協会としての本来の目的をしっかりと果たしていけるような形で、生涯学習課としてもしっかりとそこは体育協会と向き合いながら指導してまいりたいと考えてございます。

○議長（松田謙吾君） 8番、大淵紀夫議員。

〔8番 大淵紀夫君登壇〕

○8番（大淵紀夫君） もう何度も同じことは言いませんが、温水プールの問題であれだけ問題になったでしょう、自主事業の件。あそこ1年間に幾ら自主事業をやっていますか。何百万円でしょう。体育協会、1,200万円の補助もらって5年間で53万円だよ、自主事業。早い話何もやっていないのと同じではないですか。そして、補助金を払って、給料を払っているのです。挙げ句の果てに指定管理料からも払っているのです。そういうことが問題にならないこと自体が問題です。

地域おこし協力隊の方々が活躍しています、7人の方。19日にまた報告会ありますけれども。若い人、文化、芸術の部分、スポーツの部分できちんと配置して、そういう人たちが本当に力を発揮して、この高齢化社会の中で高齢者と一緒にマンパワーを結集していくという、そういう姿勢に教育委員会自体が立たないと駄目なのではないですか。スポーツ指導員がいなくてどうやって体育協会は動くのですか。全然そう思わないのですか、一般論で言えば。そうしたら、何のための体育協会なのですか。そういう対応策、最初の部分もそうなのだけれども、対応策

が全部後手なのだ。こんなこと先にやりなさいよ、分かっているのだったら。そういう体質が問題なのではないですかと私は言っているのです。ですから、先送りするという事はもう駄目です。きちんとしてください、きちんと。

○議長（松田謙吾君） 安藤教育長。

○教育長（安藤尚志君） 議員のほうから、体育協会の在り方もそうなのですから、むしろ教育委員会としてのこれまでの在り方、関わり方、その部分の甘さというか、そういう部分を随分ご指摘いただいたように受け止めております。体育協会が本来果たすべき役割、原点というものにもう一度きちんと立ち返って、本当に町民の皆さん方の健康やスポーツの普及という部分で大切な役割を果たしていけるように、これは私どももしっかり指導しながら、そしてまた支えながら、活動の充実に努めてまいりたいと考えております。

○議長（松田謙吾君） 8番、大淵紀夫議員。

〔8番 大淵紀夫君登壇〕

○8番（大淵紀夫君） 8番、大淵です。その部分は分かりました。

それで、今後の問題なのですから、現在文化、スポーツ、教育を含めた団体の現状、これ体育協会と文化団体連絡協議会はあるのですけれども、スポーツレクリエーションはもうないのかな。それから、Genキングしらおいクラブは一時tottoからの補助金もらって600万円ぐらいの活動していたのです。それが今ほとんど、先ほど言った5年間で五十何万円の中の主なるものはこれですから、ほとんどない。「蔵」はあるけれども、もちろん今文化関係の女性が1人いますが、姉妹都市協会も総務課に来ました。若い職員はほとんどいない状況なのです、こういうところに。現状は、先ほどの体育協会を見ても分かるように、何度も質問してきたのだけれども、スポーツ関係に若い地域おこし協力隊の人に来てもらい、なおかつ体育協会自身も若いスポーツ指導員を入れる、体育協会や文化団体連絡協議会、「蔵」、姉妹都市協会や高齢者大学、子ども劇場、読み聞かせ、アイヌの文化サークルなども含めた、全部がいいかどうかは別にしてです。協力、協働して一元化を図り、若いマンパワーを結集する、ここに。要するに社会教育の部分に。そして、その人たちがお互いに協力、スポーツだけではなくて文化も、全ての点で協力し合いながら高齢者と共に活動できる場をつくっていくべきだと思うのですけれども、考え方をお尋ねしたいと思います。

○議長（松田謙吾君） 伊藤生涯学習課長。

○生涯学習課長（伊藤信幸君） スポーツと文化を融合した一元化のご質問であったかと思えます。

先ほど1答目の教育長からの答弁がありましたとおり、一元化を図るためにはまず一番大事なところはそれぞれの団体、そしてそこに加盟されている各団体の皆さんが一番有益性を感じなければならないのだろうということを考えてございます。その有益性とは何なのかということをお考えますと、加盟団体の活動がしやすく、活性化が図られていくことにあると考えてございます。体育協会は、先ほど来お話をしているとおり、町のスポーツ普及、振興を図る、そして町民の健康、体力増進に役割を果たしていくということが主の目的でございますし、文化団体連絡協議会につきましては町の文化芸術振興の役割をしっかりと果たしていくというような

役割がございます。こういうようなそれぞれの各団体、そして加盟団体の活性化が図られるような取組をしていくに当たりましては、先ほど大渕議員からご提案があったような地域おこし協力隊をスポーツ分野にも置くというのは、非常にそこは有効なのかとも考えてございます。こういった組織体を組む中で相互協力をしていくというところで、これまで人手がなかなか足りずに困ってきたところも一定限の解消が図られていくのだろうと考えてございます。

そういった組織の在り方としましては、事業企画を立案していくような能力というの、教育委員会も当然そうですし、担っていく団体も持ち合わせていかなければ駄目なのかと思っております。あわせて、加盟団体の育成も図っていけるようなスキルを持っていく必要があるかと思いますが、そういうような一元化、組織を図っていく上では、まず加盟団体の皆さんの意見をしっかり聞きながら、教育委員会としても社会教育委員の皆さんだとか、そういった専門的な部分からの見地をいただきながら、その方向性というのをしっかり議論というか、固めていくような形で順を追って進めていきたいと考えてございます。

○議長（松田謙吾君） 8番、大渕紀夫議員。

〔8番 大渕紀夫君登壇〕

○8番（大渕紀夫君） 8番、大渕です。そのとおりだと思います。1つは早くやること、もう一つは今言ったように体育協会の体質含めてあるわけです。1,200万円でしょう。だけれども、文化協会は何分の1しかかもしれない、予算は。会員多分文化協会のほうが多いでしょう。やっぱりきちんとそういうことを分かった上で、ではそこを発展させるには今何が必要なのか。要するに従来の延長線上で去年はこれだけあったから、今年もこれでいいという考えなのだ、皆さんの考えは。今までそうだったから、今のようなことが起こっているのだ。そういう認識のない中で幾らやったって同じなのです。だから、では文化協会はどういう活動をしていて会員が多いのかということで、もちろん条件の違いがある、なしは十分承知しています。だけれども、どれだけ広い文化、芸術、スポーツを含めた、高齢者を含めたものをつくり上げるかという展望の下に、教育委員会が一定の合意を得ながら指導性を発揮する、それは今です。ナチュの森だってあれだけのことをやってくれているのです。本当に子供たちを含めて生かせる場、それが例えば学校教育の部活なんかにまで波及するような、それぐらいのスケールで物事を考えて行政に当たってほしいと私は思うのだ。この点について、そこまで。

○議長（松田謙吾君） 安藤教育長。

○教育長（安藤尚志君） 今のお答えの前に、9月会議で大渕議員からこの一元化、一本化の問題のお話が出まして、その後私のほうも文化団体連絡協議会、体育協会、それぞれの会長とも若干お話をさせていただきました。人口がどんどん、どんどん減っていく中で、組織の在り方を今のようなことで維持していくことは大変難しい問題だと。ですから、それは人口に見合うようなというか、その中で活動できる組織というものを考えていきたいと思いますということで、そのことについてはそれぞれの団体の会長もまさにそうだねと。問題は、いろいろな単位団体がたくさんあるわけです。その方々のニーズであったり、あるいは困り感であったり、あるいは一緒になることで自分たちの活動にどんなメリットがあるのかというところを具体的に我々も見せていかないと、ただ形だけ一つにしましょうということではなくて、一つになることに

よってこんな新しい活動をしましよとか、こんな活動が広がりますとか、深まりますとか、実は組織との形の在り方よりも、私は活動の在り方が今一番大きな課題だと認識しています。そのときに、大淵議員からも学校教育も含めた、いわゆる町全体としての芸術文化、スポーツの在り方という視点を持つというところは私もまさにそうだと思っております、そのためにも教育委員会のメンバーでの検討ももちろん行いますけれども、ここは社会教育委員という、そういう専門的な方々が各界から出ていらっしゃると思いますので、そういった方々のいろいろな視点、ご意見、あるいはアドバイス、そういったものを受けながら検討を始めていきたいと考えています。ただ、具体的に今それをあと1か月、2か月で仕上げるということではなくて、ご指摘いただいたことを十分踏まえながら、白老町の芸術文化の在り方、あるいは組織の在り方、大変広い問題ですので、これについては十分深めていきたいと考えております。

○議長（松田謙吾君） 8番、大淵紀夫議員。

〔8番 大淵紀夫君登壇〕

○8番（大淵紀夫君） 8番、大淵です。次に移ります。

陣屋資料館が北海道遺産に指定になりました。明るいニュースとして私もとてもよかったと思っています。積極的に受け止めてという答弁もございました。ですから、国立アイヌ民族博物館、答弁にもあったが、あるまちとして今後どのような視点で活用を図っていくのかというあたりなのです。これは提案になるかもしれません。1つは、全然とっぴな話ですけども、白老にも野口屋又蔵さんという場所請負人の方がいらっしゃいました。アイヌの方々に支払った賃金、これ北海道、樺太、千島含めて一番高いというのが文献にきちんと残っているのです。高田寅雄さんの書いた「ふるさとアヨロ」という文書の中に玉虫左太夫が書いてあって、きちんと残っているのです。これ断トツ白老は高いのです。すごい量なのです。2つ目、答弁にもありました陣屋がアイヌの方々に賃金を払っていたというのものもあるやに聞いております。私これは、裏は取っていません。それから、3つ目に白老のアイヌの方々の墓所が荒らされなかったというか、掘り返されなかったというのは、白老はゼロなのです。

こういう北海道や樺太、千島とはアイヌの方々に対する対応が本当に違ったのか。これで和人の取った行為が免除されるとか、全然そんなことではないです。だけれども、事実関係としてウポポイがあるまちとして、これらを研究することによって国立アイヌ民族博物館とは違った視点、ここが大事だと思うのです。国立アイヌ民族博物館と違った視点で江戸後期から明治、大正、昭和にかけての地元のアイヌの方々との関わりを研究、発掘、調査し、そういう視点でこの陣屋資料館を生かしていけないものだろうか考えるのだけれども、そこら辺はどんなものですか。

○議長（松田謙吾君） 伊藤生涯学習課長。

○生涯学習課長（伊藤信幸君） まず、大淵議員のほうから白老のこれまでのアイヌの方との関わりの部分で何点か参考文献を含めてお話をいただきました。当時の古老から聞き取った内容が参考文献ということで多数存在しております。先ほど大淵議員が言われた以外の中では白老のアイヌ民族からニシパと慕われておりました満岡伸一氏が大正時代に書き記しました「アイヌの足跡」というものがございますが、それは白老のコタンで古老から聞き取った内容とい



うことで記されております。これは陣屋においてのお話だと思いますが、夏の頃には陣屋において全集落の老若男女が一堂にごちそうを振る舞われ、そして元日にはたくさんの餅やお酒をご祝儀として頂いていたということなども書かれてございます。先ほど野口屋又蔵のお話もございましたが、野口屋又蔵についての記述、高田寅雄氏の参考図書というか「ふるさとアヨロ」という文献に記載されておりますが、アイヌの人々を使っていく代わりに手厚く保護されたのだろうと、そういったことも記載されております。これらのことを裏づけるかのように、多くのアイヌ民族が強制移住とか、強制労働をされてきた歴史の中で道内各地コタンの人口を減らしていったような事実があることに対しまして、白老のアイヌの人々というのは通じて400人ほどと変わらなかったということから見ても、仙台藩が治安維持を図っていくために白老のアイヌの人々との融和として共生関係の構築を図っていたのではないかと捉えてございます。

それで、今後のウポポイとの関連性のお話でございましたが、これまでも陣屋資料館におきましては、白老アイヌとの関わりについて展示解説をはじめとしまして、これまでも陣屋資料館が発行してきましたふるさと再発見シリーズなんかでもこういった内容について紹介をしているような状況でございます。また、昨年度から資料館で収蔵している資料の中での森竹竹市氏ですとか、高橋房次関連資料だとか、そういったものも資料館とウポポイが共に共同調査を行っているような状況で、その成果の一部につきましては今年の夏に知里真志保の特別展も開幕をされたということでございますので、来年度も特別展が開催される予定になっておりますが、そういうような町とアイヌ民族博物館との協力関係が徐々に築かれつつあるということで、引き続き共同調査を進めていけるようなことで進めてまいりたいと考えてございます。

○議長（松田謙吾君） 8番、大淵紀夫議員。

〔8番 大淵紀夫君登壇〕

○8番（大淵紀夫君） 8番、大淵です。これ1点目の最後にしますが、今答弁があったとおりだと思うのです。このことが満岡照子、満岡伸一、高橋房次、森竹竹市、こういう人たちの業績につなげる、単なる仙台藩元陣屋だけでなく、その部分も強化しながら、アイヌの方々との関わり、そして文化、芸術の関わりにつなげていくことが私は陣屋資料館の一番大切なところだと思うのです。単なる陣屋があったとか、そういうことではないのです。ですから、北海道遺産の指定を契機に新たな陣屋の発展方法、活用を私は本当に考えるべきだと思っているのです。今の答弁でそういう印象は受けましたが、答弁がもしありましたら。

○議長（松田謙吾君） 安藤教育長。

○教育長（安藤尚志君） 実は先日、北海道遺産の認定を受けて審査をしていただいた先生に来ていただいて、これからの陣屋の在り方についていろいろご講演をいただきました。その中でいろいろご指導いただいたのは、まず白老町にあって、この遺産を町民がきちんと価値を共有していく、そういう取組が白老町は必要だと。そして、もう一つは外に向かって、これは道内のみならず、広く外に向かってこれを発信していく、その発信の仕方が議員言われた陣屋のこれからの利活用という部分で我々が工夫していかなければならないことなのかなと思っております。非常に評価が高かったのは、仙台藩白老元陣屋資料館友の会の皆さん方を中心に解説が非常に素晴らしいということです。ですから、当面私どもも、解説の仙台藩白老元陣屋資料館

友の会の皆さん方が大変増えたのですけれども、ニーズが大変多くてまだまだ不足している実態がありますので、そうした人材育成も含めて一体となって利活用を検討していきたいと思っております。

○議長（松田謙吾君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時04分

---

再開 午前11時20分

○議長（松田謙吾君） 休憩を閉じ、一般質問を続行いたします。

8番、大淵紀夫議員。

〔8番 大淵紀夫君登壇〕

○8番（大淵紀夫君） 8番、大淵です。財政について伺います。

現在までの収支状況について。

- ①、歳入歳出での大きな変動があるか伺います。
- ②、交付税及びふるさと納税の見通しについて伺います。
- ③、町立病院及び老健施設の経営状況について伺います。
- ④、財政的な見地から、町長の政治姿勢としてこれまで11年間の総括について伺います。

○議長（松田謙吾君） 戸田町長。

〔町長 戸田安彦君登壇〕

○町長（戸田安彦君） 「財政」についてのご質問であります。

1項目目の「現在までの収支状況」についてであります。

1点目の「歳入歳出での大きな変動」についてと2点目の「交付税及びふるさと納税の見通し」については、関連がありますので一括してお答えいたします。

歳入につきましては、町税は、個人町民税及び固定資産税において当初予算を上回る見込みであることから、本定例会の補正予算として計上しております。

普通交付税は、当初予算額を9,757万3千円上回る34億4,757万3千円の交付を7月に受けておりますが、昨年度に引き続き、12月に再算定が行われ、6,697万1千円の追加交付を受ける予定であります。

ふるさと納税は、11月末現在で前年同月比1億3,300万円増の約4億3,600万円、企業版ふるさと納税は、4社から合わせて2,350万円のご寄付をいただいております。

歳出につきましては、年度当初には予定していなかった病院会計の資金不足に対する追加繰出金8,000万円のほか、電気代高騰に伴う各施設の光熱水費増嵩分として約2,900万円、障がい者自立支援給付に関する扶助費7,418万3千円、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金関連事業の執行額精査及び再配分を本定例会の補正予算として計上しております。

また、今後におきましては、町立病院に対する更なる追加繰出以外は大きく増減が見込まれる事業は現時点ではありませんが、除雪経費の大幅な増加や自然災害の発生など、突発的な支出増に備える必要があるものと捉えております。

3点目の「町立病院及び老健施設の経営状況」についてであります。令和4年度の町立病

院の経営状況は、11月30日現在で入院患者数が延3,543名と前年度比で291名の増、一日平均患者数が14.5名と前年度比で1.2名の増となっております。

外来患者数は延1万8,158名と前年度比で790名の増、一日平均患者数が111.4名と前年度比で4.8名の増となっております。

病院事業会計の総収支見込みは、病院事業収益が約7億5,400万円、病院事業費用が約8億2,900万円となっており、差引すると約7,500万円の純損失が発生する見込みであります。

老健施設の経営状況は、11月30日現在で一日平均入所者数が13.3名と前年度比で9.4名の減となっております。

老健施設特別会計の総収支見込みは、歳入が約5,230万円、歳出が約8,280万円となっており、差し引きすると約3,050万円の赤字となる見込みであります。

4点目の「財政的な見地から、これまでの11年間の総括」についてであります。私が町長に就任した当時は、「新財政改革プログラム第1次改訂版」に基づき財政健全化に取り組んでおりましたが、年2億円にのぼる第三セクター等改革推進債償還費等の歳出増加や、町税、普通交付税の歳入欠陥が生じるなど、収支均衡が保たれない状況となっていたことから、身の丈に合った財政運営を基本とする「財政健全化プラン」を平成26年3月に策定し、令和2年度まで財政健全化に向けた取り組みをこれまで以上に徹底してまいりました。

その結果、全道ワースト2位の21.6%であった実質公債費比率は13.3%まで、全道ワースト3位の219.0%であった将来負担比率は、全道平均を下回る31.7%までそれぞれ改善したほか、町債残高は274億3,200万円から160億4,700万円まで減少、財政調整基金残高は2億1,500万円から11億600万円まで増加するなど、健全化プランの着実な実行により、他会計からの資金借入などの緊急的な対策を講じなければ予算編成もままならないような、危機的な財政状況からは脱することができたものと捉えております。

また、3年度からは、これまでの行政改革と財政改革の基本姿勢を継続した「行財政改革推進計画」を策定し、本町を取り巻く環境の変化に迅速かつ柔軟に対応するとともに、町民生活の充実や町民ニーズの多様化への対応と、将来にわたる安定的かつ継続的な行政サービスの実現に向けた財政基盤の構築との両立に取り組んでいるものであります。

○議長（松田謙吾君） 8番、大淵紀夫議員。

〔8番 大淵紀夫君登壇〕

○8番（大淵紀夫君） 8番、大淵です。歳出での病院会計への8,000万円の繰り出し、こういう答弁で昨年に引き続く大幅な繰り出し額なのですけれども、その要因と数字の部分で説明できる範囲でもう少し詳しく答弁を願います。

○議長（松田謙吾君） 村上病院事務長。

○病院事務長（村上弘光君） 病院事業会計の追加繰出金、今回8,000万円ということで、一応資金不足の状況につきましてご説明したいと思います。

現在先ほど1答目でご答弁したとおり、患者数については入院、外来ともに増えてはいるという状況でございます。まず、外来患者数はかなり改善のほうは見えています。あと、なおかつ10月に導入した地域包括ケア病床、これは当初の予定以上に稼働も増えているということで

ございます。ただ、入院患者数が思ったほど伸びてはいないということでございまして、こちらにつきましては現在常勤医師2名、患者数のほうは増やしてはいるという現状はあるのですが、4月に採用した整形外科でございます。外来患者数については一定の成果は出したというところなのですが、入院患者数が伸びてはいないとはっきりこれは申し上げておきたいと思えます。整形外科につきましては町外から出張の医師も来ておりますし、かなり長い間来ているということもございまして、町民の方もどちらかという患者数的にはそちらが増えていると、かなり流れているといひましようか、そういうようなところもございまして、入院患者数が今後地域包括ケア病床を中心に整形外科常勤医が回していかないと増えていかないと。今年の半年間の状況といたしましては、入院患者数が増えなかったということが今回資金不足になっているということでございます。

○議長（松田謙吾君） 8番、大淵紀夫議員。

〔8番 大淵紀夫君登壇〕

○8番（大淵紀夫君） 後で病院のことはもう一回聞きますが、管理者である町長の今回の8,000万円繰り出しに対する、2年連続大幅なのですけれども、その町長の見解があればお聞きをしたいと思います。

○議長（松田謙吾君） 戸田町長。

○町長（戸田彦彦君） 昨年に引き続き大きな損失というか、繰り出しになりました。病院経営も含めて管理者としては大変残念な結果ではあるのですが、コロナ禍の中で公的病院の役割というものをきちんと果たしていかなければならないことを考えると、金額は大きくて残念なのですが、そこをストップさせるわけにはいかないので、きちんとした経営状況の中で進めばいいとは思っているのですが、お医者さんの確保、看護師の確保も含めて、まずは町民の命を守るという公的病院の役割をきちんと果たすというのが最優先で考えております。

○議長（松田謙吾君） 8番、大淵紀夫議員。

〔8番 大淵紀夫君登壇〕

○8番（大淵紀夫君） 8番、大淵です。ちょっと違う視点で質問します。

今回の補正予算でふるさと納税関係が大きく、また企業版も増えるという状況なのですけれども、このふるさと納税に関する部分でもう少し詳しく説明をしていただきたいと思います。同時に、現地でもらうの、ちょっと忘れてしまいましたけれども、観光客の方が来て、そういうことも含めてどんな状況かお尋ねをしたいと思います。

○議長（松田謙吾君） 富川政策推進課長。

○政策推進課長（富川英孝君） ふるさと納税につきましては、町長からの答弁もありましたとおり、前年度対比1億3,300万円で、11月末現在で4億3,600万円程度という金額になってございます。加えて、12月11日現在、今週の日曜日現在で12月分として1億2,000万円程度既に頂戴しておりますので、既に5億5,000万円強のふるさと納税のご寄付をいただいているというような状況になってございます。これが昨年度ベースでいいますと12月で2億7,700万円ということで、おおむね10日間程度で43%ぐらいその部分を占めておりますので、実際に去年いただいた6億2,700万円に対しましてはあと7,000万円程度ということになってございますので、何と

かこの後も順調にといいますか、精力的なPR、広告も打っていますので、そういった中では昨年度を上回るような状況、そういった果実を得たいと我々担当のほうでは思っております。

この背景にはチャンネルといいますか、ポータルサイトの数を増やしてきたこと、あるいは事業者からも返礼品等々の増加といいますか、そういった努力もいただいている背景があるかと思えます。町全体としてこういった取組をもって現状このような取組ができていると思っておりますので、まずは今年度、今年度といいましても12月は勝負どころですので、今月何とか頑張っただけ伸ばせるだけ伸ばしていきたいというのが我々の思いでございます。

それから、旅先納税の関係でございます。旅先納税は、地域に来ていただいて、その場でクーポンを発行して消費していただくということではございますけれども、取組自体は新しい取組であって、多様な受入れの環境をつくったということになっているかと思えますが、ふるさと納税の皆さんやられている方は、カタログショッピングではないですけれども、しっかり見て、あとは自分の控除される金額というのをしっかり把握しながら寄付をされるというような背景があるかと思えますので、行動して旅先で直接寄付を入れてといった行動にはなかなか結びついていないというような現状もあるかと思えます。ただ、一応そういった方法の中では数十万円の金額はいただいているということにはなっておりますので、我々としては多様な受入れ環境を整えるということでは一つの方策として意義を見いだしているということになってございます。

あと、企業版の関係でございますけれども、先般12月2日に2社といいますか、お申出をいただいた部分を含めて2,350万円ということになっておりますが、まずは町に対してこういった良好な関係を築いて、何とかまちの発展に、あるいはまち・ひと・しごとというような基金をつくったということもございまして、そういった中では寄付者の方の意向に対してまずは基金に積むというような方策の中で、少し時間を置いてその意向に対する事業については検討させていただきますということもございまして、まずはまちを応援していただける企業の方からの受入れ態勢をつくって、今後しっかりその意向に沿った事業を展開してまいりたいと。昨年度までゼロという状況から今年度2,000万円強の数字を頂戴しておりますので、我々もそういったご縁、あるいはPR活動含めてしっかりして、今後もより一層応援していただけるように努めてまいりたいと考えてございます。

○議長（松田謙吾君） 8番、大淵紀夫議員。

〔8番 大淵紀夫君登壇〕

○8番（大淵紀夫君） 8番、大淵です。これはすばらしい取組だと思いますし、ずっと一般質問してきたのですが、これは評価できると。ただ、企業版ふるさと納税、勉強不足で申し訳ありません。基金に積んで、きっと企業がこういうことに使ってくれということであると思うのだけれども、それはそういう意向に沿うような形で、来年なら来年度予算で反映させるというような単純な考えでいいのですか、企業版ふるさと納税の考え方。使い道のほう。

○議長（松田謙吾君） 富川政策推進課長。

○政策推進課長（富川英孝君） 企業版ふるさと納税につきましても、地方創生推進交付金の枠組のものに対するような地域再生計画をつくりまして、5か年間でもともと2,000万円という

寄付を頂戴したいという目標をつくっていたのですが、それを6億2,000万円程度というように、標準財政規模の10%程度を寄付の目標額に変えて受入れの増加を目指してきたというのがこの前段でございます。そういった中で、今回おおむね3項目がそういった目的として選んでいただけると、大項目ですけれども、そういった趣旨に賛同されて寄付を頂戴することになっておりますので、基金には一旦積ませていただきますけれども、それぞれの目的、例えばまちづくりですとか、そういった部分の大きなお話の中で寄付を使ってくれというような、ただ事業と1対1の関係ではございませんので、その趣旨を外さない中で意向に沿った事業について我々がしっかりと検討させていただいて、事業化してそこに充当するというような仕組みになってございます。

○議長（松田謙吾君） 8番、大淵紀夫議員。

〔8番 大淵紀夫君登壇〕

○8番（大淵紀夫君） 8番、大淵です。その点は分かりました。

それと次、交付税の関係なのですけれども、12月交付が約6,700万円という報道があったのですけれども、特別交付税の情報というのがありますか。

○議長（松田謙吾君） 大塩企画財政課長。

○企画財政課長（大塩英男君） 特別交付税のご質問でございます。結論から申しますと、現在のところまだ交付決定が来ていない状況でございます。ただ、特別交付税の算定については12月というのはルール分ということでの交付になりますので、町から道に申請をしている状況を踏まえますと、前年度比で2,000万円の減ということで本年度予算計上させていただいているのですけれども、現状の担当としての捉えとしては予算どおり若干減するというような見通しで考えているところでございます。

○議長（松田謙吾君） 8番、大淵紀夫議員。

〔8番 大淵紀夫君登壇〕

○8番（大淵紀夫君） 8番、大淵です。特別交付税は分かりました。

今後の歳出面で除雪の話は答弁の中でありましたが、それともう一つ、病院がこれ以上の繰り出しが出るのかどうか、この辺りの見通しはどうですか。

○議長（松田謙吾君） 村上病院事務長。

○病院事務長（村上弘光君） 今回1答目で7,500万円の純損失が出るということで、あと資金不足の状況も確認したところ、このままいくと1億5,000万円ぐらいの資金不足は出るというような想定をしております。今回追加繰出金8,000万円出させていただいていますが、なおかつ7,000万円足りなくなるというところもございまして、ここは残された4か月間の中でさらに医療収益の改善を図る必要があると捉えております。

○議長（松田謙吾君） 8番、大淵紀夫議員。

〔8番 大淵紀夫君登壇〕

○8番（大淵紀夫君） 8番、大淵です。病院の決算見込みで資金不足が今のままでいくと1億5,000万円ぐらい出るのではないかというような答弁がありました。先ほども聞いたかもしれませんが、ということでは足りない分は繰り出しということになる可能性がかなり高いと。そ

こら辺もうちょっと、1億5,000万円出る中身について分かりましたら教えてください。

○議長（松田謙吾君） 村上病院事務長。

○病院事務長（村上弘光君） 1億5,000万円の中身でございます。先ほどから出ている入院収益の部分、地域包括ケア病床につきましては、今回は10月から入れたということで半年間の稼働ということですが、診療報酬は2か月遅れで入ってくるというところから加味すると、実質的には4か月分が、6か月のうち2か月遅れということになりますので、実質地域包括ケア病床の診療報酬増分というのは令和4年度については4か月しか入らないというところも1つございます。それと、昨年度不良債務を出しているということで、これが今年度必ず病院会計の中でまず解消しなければならないということで考えております。こちらも実際昨年度繰り越した部分3,000万円というところも全部今年かぶった中で病院改築事業の部分も支払っておりますし、そういった意味では通常年よりは資金的にはかなり厳しい状況で令和4年度を迎えていたというところがございますので、よく収益が増えているのに何でそんなに資金不足になるのだと、先ほどから言っているように単年度赤字が7,500万円なのになぜ資金不足がその倍になるのだというところでよくその意味が分からないというところにもいつも言われるのですが、そういったここ数年間の資金不足がこの4年間重なっていたというところ、それとその都度繰り出しは受けているのですが、実際的に病院経営として毎年7,000万円ぐらいは資金を持った中で次の年を迎えないと、今の病院会計の状況としては次の年の資金が不足するというのが今度、それが累積、累積で続いているという状況がございますので、雪だるまと言ったら言い方は大変悪いかもしれないのですが、ここ4年間分の資金不足の部分も相まって1億5,000万円という多額の資金不足になっているという状況でございます。

○議長（松田謙吾君） 8番、大淵紀夫議員。

〔8番 大淵紀夫君登壇〕

○8番（大淵紀夫君） 8番、大淵です。状況は分かりました。今のままでいって大きく改善することがなければあと7,000万円ぐらいは必要になる可能性があるという理解でいいですね。

○議長（松田謙吾君） 村上病院事務長。

○病院事務長（村上弘光君） 経営改善するというのは、これは大命題なのですけれども、今の状況ではご質問にあったとおり約1億5,000万円は資金不足になると申し上げます。

○議長（松田謙吾君） 8番、大淵紀夫議員。

〔8番 大淵紀夫君登壇〕

○8番（大淵紀夫君） 介護老人保健施設の関係なのですけれども、年度末までの収支見通しと繰越金の変化、それと平均利用者数が13.3名になっているのだけれども、これ去年より相当少ないと思うのだけれども、これは新しい介護医療院の関係等々もあるということなのでしょう。こら辺どんな状況なのか。そして、今回の事件と財政的な状況というのはリンクしているのかどうか、その点あたり。

○議長（松田謙吾君） 村上病院事務長。

○病院事務長（村上弘光君） まず、今回介護老人保健施設につきましては、1答目でお答えしたとおり1日平均の入所者が13.3名と。大体昨年度まで29床ベッドでございますので、23人

から二十五、六人はいたというところでございます。今年については年度当初から平均15名ぐらいで推移していたということで、これは事件とは別に2年後の建て替えに向けて介護医療院になるということでございます。介護老人保健施設から介護医療院になるということで施設の形態も変わる、利用者数も変わるということでございます。当然要介護度の部分もあるのですが、施設としては入所の際に2年後介護医療院になりますということから踏まえると、その前に退所も含めてそこは理解を求めているところでございます。入所に当たって入所者ご本人、またご家族のご判断で先を見据えた中でほかの施設に行くという方も当然いらっしゃるもので、そういった部分では2年後に向けて若干利用者は少なかったという状況でございます。さらに、ここにきてこのたびの事件があり、措置の関係もありまして入所者が一気に減っていると、それが今回の3,050万円赤字決算の見込みにつながっているというところでございます。

○議長（松田謙吾君） 8番、大淵紀夫議員。

〔8番 大淵紀夫君登壇〕

○8番（大淵紀夫君） 8番、大淵です。今の状況の中で病院をどうしていくかということが問われているわけで、そのことをここで今議論しようとは思っていないのだけれども、そういうことを前提にして、町の正規職員は条例上の給料表に基づいて給料が支払われていますよね。会計年度任用職員も同じだと思うのですが、町の賃金の支払い方というのは私が今言ったようなことで会計年度任用職員も同じように支払われているという理解でいいですか。

○議長（松田謙吾君） 高尾総務課長。

○総務課長（高尾利弘君） 会計年度任用職員の給料でございますけれども、こちら1級、2級に位置づけておりますので、給料表の部分で支払われているということでございます。

○議長（松田謙吾君） 8番、大淵紀夫議員。

〔8番 大淵紀夫君登壇〕

○8番（大淵紀夫君） 8番、大淵です。病院は、医師、事務職、看護師、ヘルパーと会計年度任用職員がいるわけですが、この給料表はどうなっていますか。町の会計年度任用職員との違いはありますか。

○議長（松田謙吾君） 村上病院事務長。

○病院事務長（村上弘光君） 病院の会計年度任用職員につきましても町の給与条例に基づいていると。医師は違うのですが、医師は医師だけの給料表というのを持っております。あとはほかの職種、看護師、介護士、レントゲン技師だとか、検査技師だとかいるコメディカルも含めて、それは全部町の職員の給料表、行政職の給料表に基づいて支給をしています。

○議長（松田謙吾君） 8番、大淵紀夫議員。

〔8番 大淵紀夫君登壇〕

○8番（大淵紀夫君） 8番、大淵です。そういう人の中で事務職や看護職、介護老人保健施設も含めた看護職の中でこの給料表に基づかないで支払われている方はいらっしゃいますか。

○議長（松田謙吾君） 村上病院事務長。

○病院事務長（村上弘光君） まず、看護師、介護士、それぞれ資格を持った方でございます。会計年度任用職員というのは横一線でありまして、ただ職場の中でも指導的な立場にある方だ



とか、それとか前職でかなり長い経験の中で入ってきて、その経験の下に職場で得意な知識とか経験を生かされる方、そういった方については先ほど申し上げた町の職員の給料表に基づいて一応格付はしているというところでございます。ただ、どうしても医療職ですから、確保するに当たってそれが著しく前職より給料が低くでは確保もできないという面もあります。また、リーダー的な立場で勤めている方にそういうような役職手当という部分は、先ほど申し上げたとおり会計年度任用職員はないものですから、そこは給料だけで反映させてあげるところが、これはかなり上積みした中で支払わなければならないというようなことで、医療職については、格付はなかなか難しい部分は少しあるというところでございます。

○議長（松田謙吾君） 8番、大淵紀夫議員。

〔8番 大淵紀夫君登壇〕

○8番（大淵紀夫君） 8番、大淵です。分かりました。

私が今何を言いたいかというと、そういうことに対して事務長が一人負うものではない。医院長、施設長、町の理事者が本当に今のような実情をきちんと認識をしているかどうかということが聞きたいのです、私が聞きたいのは。そのところが今回起きた問題の中で大きな役割を果たしているのではないかと私は思っております。それ以外のこともありますけれども、今聞いたことは何も事務長がいいとか悪いとか、そんなことを聞いているのでは全然ないのです。これは施設長や理事者がどんな立場でこれを認識しているかというあたりなのですから、今事務長が言われたようなことは認識としてありましたか。それだけ聞いておきます。

○議長（松田謙吾君） 古俣副町長。

○副町長（古俣博之君） 端的に言いますと、私のほうではその状況も含めて認識をして、そしてそれに対応するべき在り方についてもどのように、今事務長が言ったような立場的な部分、会計年度任用職員でありながらもその辺の在り方についてはどう考えていくか。事務長とはその辺のところも押さえながら、給与関係について、また総務のほうの関係も含めて、るる話をしております。

○議長（松田謙吾君） 8番、大淵紀夫議員。

〔8番 大淵紀夫君登壇〕

○8番（大淵紀夫君） 今の件についてはそのぐらにとどめます。

2点目の最後、町長の11年間の答弁は伺いました。当然中心は財政の立て直しにあり、完全とは言えないけれども、普通のまちに戻ったと。これは私も高く評価をしております。町民と職員にここでは大きな負担があったということは事実でありますので、それをどう受け止めるかというようなこと、それと町立病院の公設公営の決断、その決断自体は評価をしても、それまでの経過、これは一貫性のなさ。今そのことがいいとか悪いとか言っているのではないです。それは11年間の中でそういうことが実際あった。そして、その一貫性のなさ、リーダーシップの問題、そして総花的な政策ということが1つあったのではないのかと私は思っています。同時に、今の町立病院、なぜ最後にそういう質問をしたかということ、本当に町長が心血を注いだ町立病院が今までと同じようなことでいってもらっては困るわけです。町長もそう思っていないと思います。そうすると、先ほどちょっとだけ言いましたが、積み残しの部分という

のはそういうことも含めて、あと任期があるわけですから、その中でなぜ私が町立病院の給料のことを聞いたかということも含めて改革をきちんとしていくという姿勢、それは退職の日まできちんと持っていたいただきたいし、そういうことがリーダーシップとは違うとても大切だと思っております。私は、町立病院が立ち直るか立ち直らないかというのはそこら辺を本当に町理事者がやれるかどうかだと思っておりますが、そこら辺の見解だけは伺っておきたいと思っております。

○議長（松田謙吾君） 戸田町長。

○町長（戸田安彦君） 前段の病院の改築等々のお話、一貫性の話なのですけれども、私が就任当初から紆余曲折あったのは、私自身もつらい思いをしながら進んでおりました。将来性を見込んだものと町民の意向と相違するものの中にはありましたし、私が考えていることと医療現場の違いもありました。様々な違いがあったのですが、最終的には町民の意向、そして医療従事者やその周りの環境等々も考えて今の新しい改築に、それは議会の皆さんともきちんと議論をした中で進んでおりましたので、結果としては今まで懸案事項であった病院の改築に着手できたのは本当によかったと思っております。ただ、昨日のお話にもあったとおり、建物ができればいいという問題ではないので、ここに魂が入っていないかならないという昨日のお話もございました。私もそのとおりだと思っております。これは、組織の体制、また接遇も併せた研修等々いろいろな課題がありますので、任期というか、辞職が近づいている私が無責任な言い方はしたくないのですが、それは辞めるまではきちんとできることも反省もしながら検証して、進めるものは進めていきたいと思っておりますし、お医者さんや看護師の確保は毎日のことですので、これは引き続きやっていきたいと思っております。

改革の姿勢なのですが、行政の仕事は継続的なものがありますので、私がいるから、いないからということではなく、引き続き改革の姿勢はずっと考えて進めていかなければならないと思っております。

○議長（松田謙吾君） 8番、大淵紀夫議員。

〔8番 大淵紀夫君登壇〕

○8番（大淵紀夫君） 今のことですけれども、ぜひ会計年度任用職員の給与を含めてきちんと見てみてください。

3点目に入ります。介護人材不足の対応について。

(1)、人材不足はまさに危機的な状況ではないか。町におけるその分析と認識について伺います。

(2)、町としての対応策をどのように進める考えか伺います。

(3)、組織を横断し総合的な政策に取り組むべきと考えるが、見解を伺います。

(4)、具体的な対策に早急に取り組む必要があると考えるが、その捉えについて伺います。

○議長（松田謙吾君） 戸田町長。

〔町長 戸田安彦君登壇〕

○町長（戸田安彦君） 「介護人材不足の対応」についてのご質問であります。

1項目めの「人材不足の危機的な状況に対する町の分析と認識」についてであります。

町内の介護事業所における人材不足は、安定的なサービス提供に影響を与える状況にあると

捉えております。

その要因としては、要介護認定者の増加による介護のニーズの高まりに対し、新規に介護事業所に就業する方の数が不足していること、介護事業所に就業されている方の高齢化が進み、退職される方が増加していることなどがあるものと考えております。

2項目めの「町としての対応策」についてであります。

町としては今年度より、白老町福祉人材育成事業を実施しており、本町に居住し町内の福祉事業所に従事する方に対して研修費並びに町外から転入し、福祉事業所に就業される方へ転居費用の助成を行っております。

そのほか、介護初任者研修などの受講者への助成も引き続き、実施しております。

3項目めの「組織を横断し総合的な政策に取り組むことへの見解」についてであります。

介護人材不足の解消については、人口減少対策、少子高齢化、移住・定住など各施策を担当する部署が、共通認識を持ちながら、多様な施策を有機的に連携させ、実効性の高い取組を進めることが重要と捉えております。

そのためには、横断的な協議体制の構築を検討していくことが必要であると認識しております。

4項目めの「具体的な対策に早急に取り組むべきとの考えに対する捉え」についてであります。

介護人材の不足解消は喫緊の課題であると捉えております。介護人材のみならず、福祉分野における人材の確保は早期に取り組むべきと認識しております。町としては、年度内に福祉関係の事業所で構成する協議体を組織し、意見交換や特定技能外国人の雇用についての勉強会を実施して新たな施策の展開につなげる考えであります。

○議長（松田謙吾君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時58分

---

再開 午後 0時59分

○議長（松田謙吾君） 休憩を閉じ、質問を続行いたします。

8番、大淵紀夫議員。

〔8番 大淵紀夫君登壇〕

○8番（大淵紀夫君） 8番、大淵です。白老町内の介護施設での介護人材不足の状況、これがどうなっているか押さえていますか。特にホームヘルパーの不足、同時にデイサービス、施設介護、こういう人たちの職員の実態についてお尋ねをしたいと思います。

○議長（松田謙吾君） 山本高齢者介護課長。

○高齢者介護課長（山本康正君） 町内の介護人材の不足について答弁させていただきます。

町長の答弁でも申し上げましたが、人材不足が安定的なサービスの提供に影響を与えるという事態が生じているということは町としても認識しております。その中でも特に訪問介護、ホームヘルパーの事業所において安定的なサービス、新規の方を受け入れることがなかなかできない、新規の方を一時的に停止せざるを得ないというような状況にまでなっていると聞いてお

ります。

それから、施設等につきましては一定の入れ替わりといたしますか、あると聞いておりますが、ハローワークにおいて募集をかけてもなかなか来ないという状況はどこの事業所においても共通の状況でありまして、実際問題ハローワークではなかなか来ないので、友人といたしますか、施設の方、職員の方の友人のつてを頼るだとか、そういうネットワークの中で雇用を確保しているという状況で聞いております。

○議長（松田謙吾君） 8番、大淵紀夫議員。

〔8番 大淵紀夫君登壇〕

○8番（大淵紀夫君） 8番、大淵です。本当に今いないのだと思うのです。全国的な傾向なのです。ですから、根本的な原因が何と分析するかということなのです。はっきりしているのは、今回起こった事件も含めて仕事が見つ過ぎる、賃金が安い、それから3K職場である、資格取得等々も必要だ、こういうことが様々考えられるわけです。ハローワークでも仕事来ないという状況であればまさに国家的問題なのです。国や道や町それぞれができる範囲でしかできないのです。白老町で20万円全職員に上積みするなんてできないでしょう。本当にここが政治なのです。だから、理事者がどう考えるかということは、国や道に対して何を言うかということなのだ。町で解決できる範囲とそうでない範囲があるわけだから。私はそういうところをきちんと分析して、根本原因が何で、そこに迫るために何が必要かということを中心に議論して、国に上げるなり町の中でできることは町の中でやるというような仕組みをつくらなくてはいけないと思うのだけれども、そこら辺はどうですか。

○議長（松田謙吾君） 山本高齢者介護課長。

○高齢者介護課長（山本康正君） おっしゃられたように、なぜ介護従事者の方の不足が生じているのかということについては町としてもしっかりと押さえなければいけない。そのためには各事業所の方からのご意見、お話をお聞きして、その分析をしなければ駄目だという認識には立っております。先ほど申し上げましたが、ハローワークではなかなか集まらないけれども、友人同士といたしますか、友達を連れてきて紹介してそこに勤めるだとか、そういった部分というのは実際にお聞きしなければうちとしては分からないところになりますので、現状を捉えた中で施設のほうともしっかりそういった協議体といたしますか、人材不足解決に向けての協議会をしっかりと組織した中で、そこで町としてできること、それからもちろん国、それから道に要望することもその中で整理をかけて行っていきたいと思っております。

○議長（松田謙吾君） 8番、大淵紀夫議員。

〔8番 大淵紀夫君登壇〕

○8番（大淵紀夫君） 8番、大淵です。答弁の中に外国人労働者のことが書かれていますが、外国人労働者の白老町での受入れ実態はどのようにつかんでいるか、そして町としての対応策みたいなものがあるかどうか。

○議長（松田謙吾君） 山本高齢者介護課長。

○高齢者介護課長（山本康正君） 外国人の方の雇用状況ですが、まず介護のほうでは現在のところ就労されている方はいらっしゃいません。障がいのほうの事業所において令和4年4月

からお二人採用しているという実績がございまして、さらなる雇用を検討されているというところは聞いております。

それから、町としての外国人の労働の関係なのですが、先日私どもも先ほど申し上げました障がいのほうの事業所に実際に入れたというか、紹介し、そこに事業として入れた会社の代表の方とお話をする機会を持ちました。その中で、我々としてもこれからの介護人材の不足、障がいも含めた福祉全体の不足については外国人労働者の方に頼らざるを得ない状況というのはあるだろうと認識をしておりますので、先ほど町長の答弁でも申し上げましたが、そういった部分で勉強会といいますか、事業所においてもそういった認識を持っていただく、また介護とか、そういった部分でいくと特定技能外国人という取扱いが別になりますので、そういった部分の、どのように長期的に雇用できるかとか、そういった部分も含めて町としてもそういった部分も事業所にも勉強いただき、我々としてもそこにどう取り組んでいけるかというところをしっかりと考えていきたいと思っております。

○議長（松田謙吾君） 8番、大淵紀夫議員。

〔8番 大淵紀夫君登壇〕

○8番（大淵紀夫君） 8番、大淵です。間もなく高齢化率は50%になるだろうと。我々のまちは、まさにその一番最初をいっているわけです。そういうことを考えたときに施設介護も含めた現状は、まさにうちのまちの今の状況を見ても福祉産業、産業という言葉が適切かどうかは別にして、産業として位置づけてもいいような状況ではないかと思うわけです。そう考えると、雇用の創出と高齢者の対策ということで考えると、ここに関連しているかよく分かりませんが、例えば企画財政、福祉関連、産業、それから病院とか、そういうところが一丸となって、基本的には高齢化社会の中での人口減少を食い止める、同時に職業として企業誘致と同じような視点で雇用の場を中心として位置づける、これにはもちろん賃金アップが必要なものだけでも、そういうことも前提にして本当に高齢者が住みよいまちにするということは、だって介護人材がいなかったら、これから老老介護ははっきりしているのだから、我が家もそうですけれども。ですから、そういうことでいうと政策的な位置づけをはっきりして取り組むと、このところの姿勢が必要ではないかと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（松田謙吾君） 山本高齢者介護課長。

○高齢者介護課長（山本康正君） 私どもは、まず今年度より白老町の福祉人材育成事業というものに取り組んでおります。こちらにつきましては、これまで介護人材は高齢者介護課、それから障がいの人材不足については健康福祉課ということで、それぞれの課で考え、施策を実行していたということがございました。それを今年度においては連携をして、福祉の人材不足全体を捉えた中でこういった事業につながったと考えております。その中には当然予算を上げる段階では企画財政課ですとか、そういったところと協議をしながらその決定に至り、今回事業をやらせていただいているということになります。今後先ほど大淵議員がおっしゃったように、さらに介護、それから障がいにおいてもそこに就業される方というのは一定数いらっしゃいますので、一つの産業として考えられると思います。ですからその部分については、そこに雇用が生まれているということは、そこに人材不足があるということは、逆にそこに入っ

てこられる方、移住してそこに雇用で勤めていただく方がいらっしゃるということは、まちとしては逆にチャンスといいますか、そういった部分になりますので、そういった部分は総合的にというか、総合的な政策の中でどういったことができるかというのは、今後連携した中で政策をつくっていくということは必要かと考えております。

○議長（松田謙吾君） 大塩企画財政課長。

○企画財政課長（大塩英男君） 大淵議員から先ほど外国人労働者、人材不足の関係でのご質問があつて、山本課長から事業所の受入れ態勢という話がありました。それで、行政の受入れということで若干お話をさせていただきますと、昨日管内の企画課長会議がありまして、その中でどのまちも、福祉人材ももちろんですけれども、人材不足ということで、これは外国人の労働者を受け入れなければならないだろうというような観点に立って、東胆振定住自立圏で外国人に対する対応というような観点、研修会を開こうということで、これは年明けに東胆振定住自立圏の職員とか、あと観光協会の職員の方ですとか、あと社会福祉協議会の方も参集してそういった取組を進めていこうということで、これは行政としてということなのですけれども、大淵議員のご指摘のとおり、これはうちのまちの問題だけではありませんので、どのまちの問題でもあるということなので、連携した中で進めていければというような考え方かと思えます。

それと、もう一点、山本課長から答弁がありましたけれども、重複する部分なのですけれども、今回福祉介護人材確保事業ということで4年度に事業化をさせていただきました。これは理事者からの指示があつて、それでまず福祉の分野、そして高齢者介護課の分野、そして企画財政の分野ということで、そうしたら何ができるだろうということで3課が連携した中で事業化を進めて、最終的には予算計上させていただきました事業化したというようなことでございます。ですから、こういったことというのは大淵議員ご指摘のとおり、いろいろな観点から役場内部が横断的に議論して、どう進んでいったらいいのかということ、これは変な言い方ですけれども、一つの先行事例というようなことで、これからどんどんこういう横断的な議論のをしていければと考えているところでございます。

○議長（松田謙吾君） 工藤産業経済課長。

○産業経済課長（工藤智寿君） ご質問の中に産業の捉えというお話もありましたので、私のほうからも少し事例を説明させていただければと思います。

10月末に企業合同説明会ということで、広く町民の方を中心に雇用の場を創出するために町内十数社集まっていた中から3つの福祉系の団体と申しますか、来ていただきまして、説明しながら皆さん説明を聞いているということで、今追跡調査をやっていますけれども、それが結果として結びついたかどうかというのは今後になりますけれども、今後もそういった機会を捉えて福祉団体も含めて広く周知をかけていきたいと考えております。

○議長（松田謙吾君） 8番、大淵紀夫議員。

〔8番 大淵紀夫君登壇〕

○8番（大淵紀夫君） 8番、大淵です。これで最後にします。

言葉は悪いですけれども、お三方の答弁については非常によく納得できましたが、要するにちまちま考えて、近隣の町村より少し多いとか、そういう人の取り合いなんかやっている時代

ではないです。そう考えると、今共通しているのは、私は外国人労働者にある意味特化する必要があると思っていますのです。それはなぜかという、お金を出して来たら、ほかの町村がもっとお金を出したらそちらに行くのです。はっきりしているのだ。だから、本当のことを考えたら、なぜかといったら世界的に人口が増えている中で日本だけ減っているのです。少なくとも日本の平均賃金、特に介護労働者の賃金が安いと言われても、東南アジアの人たちから見たら安くはないのです。高くはないかもしれないけれども、分からないけれども。だから、そういうことからいうと、ある意味民間ですら外国人労働者を2人入れて、それを福祉施設で活用しようとしているのです。町がそういうことを先行してやって、ほかの福祉団体に広げるぐらいの考え方にならぬと、私は違うのではないかと思うのです。ですから、先ほど課長の答弁もあったけれども、横断的にきちんと議論、検討できる場をつくるとしたら、町民、職員中心の政策を打ち出すという視点でいえば、私はある意味現時点では外国人に特化すると。それが特定技能の場合は5年なら5年、それ以後もそこでやれるわけですから、白老町の人口増にきちんとつながるのです、若い人たちの。ですから、そういう視点で物事に取り組む。周りを見て、あちらがやるからどうだ、こちらがやらないからどうだというレベルではないのです。そういうことをきちんと理事者がある意味ここで決断して、北海道の日本の典型みたいなものをここから作り出していくぐらいの気持ちでやっていただきたいのですけれども、この答弁を聞いて私の一般質問を終わります。

○議長（松田謙吾君） 古俣副町長。

○副町長（古俣博之君） 議員のほうからご提案も含めて町の人材の確保の仕方を外国人労働者というか、人たちに特化することでのありようを早急に政策として持つべきだというご提案をいただきました。本町には11月現在297人の外国人の住民票登録があるのです。そういうことから、その人たちがどういう職を持っているかはつぶさには私のほうでは押さえ切れてはいないのですけれども、いずれにしろ朝、帰りだとかと夕方に見たら働きに出ている方々を目にします。実際にそうして本町においても労働人口として外国人の方々がくみしているというか、そういう状況になっていることは事実だとつかまえております。

それで、1つは今回の障がい者施設において外国人2人雇用ということも含めまして、以前から介護人材の関係でいえば各施設のみだけではもうやり切っていけないという声はあることもつかまえて、近々介護人材の採用といいますか、在り方について外国人雇用も含めて協議体を設けようということには進めていきたいと考えておりますし、その中で全体的な町としては、さきにも質問がありましたように、人口減の対策としての要素を十分加味した人材雇用といいますか、人材発掘をしていかなければならないのではないかとすることは総合計画の中で早くから出ていて、そして今回も、議員も委員の一人だったと思いますけれども、定住自立の分科会からも、民間のほうからも一定限の提言をいただいておりますので、その辺のところもしっかりと加味しながら政策反映をしていく見通しを持って考えていきたいと思っております。

○議長（松田謙吾君） 以上をもって8番、日本共産党、大淵紀夫議員の一般質問を終了いたします。

一般質問を続行いたします。

---

◇ 前 田 博 之 君

○議長（松田謙吾君） 6番、会派きずな、前田博之議員、登壇願います。

〔6番 前田博之君登壇〕

○6番（前田博之君） 6番、前田博之です。町政運営と白老町公共施設総合管理の2項目を質問します。

1、町政運営について。

（1）、任期1年を残して来春の道議選（出馬）を決意した考えと今後のスケジュールを踏まえた町政への影響について。

（2）、任期途中で辞職される戸田町長の11年間の総括について。

（3）、今後の町政運営における工程管理について。

○議長（松田謙吾君） 戸田町長。

〔町長 戸田安彦君登壇〕

○町長（戸田安彦君） 「町政運営」についてのご質問であります。

1項目めの「任期1年を残して来春の道議選（出馬）を決意した考えと今後のスケジュールを踏まえた町政への影響」についてであります。

この度の、私の北海道議会議員選挙への出馬に向け、白老町長の職を辞する決意をしたことにより、町民の皆様や町議会議員の皆様に対し、今後の町政運営に関する不安を生じさせておりますことに対して、申し訳なく思う気持ちでいっぱいでありました。

私の任期途中における辞職に伴う町長選挙につきましては、法律により選挙を行うべき事由が生じた日から50日以内に行うことと定められており、不在の期間は職務代理者により町政運営がなされることとなります。

2項目めの「11年間の総括」についてであります。

平成23年11月に、町民の皆様への負託を受け町長に就任をいたしました。町民の皆様との約束であります公約の実現に向け、心血を注いでまいりました。

1期目においては、「町民皆様の笑顔が見えるまち」をテーマに26の公約事業達成を目標に掲げ、任期終了までに23事業、88.5%の公約を達成いたしました。

続く2期目においては、「協働が深化する多文化共生のまちへ」をテーマに41の公約事業達成を目標に掲げ、任期終了までに40事業、97.6%の公約を達成いたしました。

また、今期である3期目については、「共生共創～共に生き、共に幸せを創るまちへ～」をテーマに38の公約事業達成を目標に掲げ、任期終了までに32事業、84.2%の公約を、今年度9月末時点で達成したところであります。

任期途中の辞職となり、一部未達成の公約があることは誠に申し訳ないことと受け止めておりますが、町民の皆様一人ひとりの幸せを第一に考え、公約の実現に向け、議員の皆様のご理解を賜りながら、全力投球で駆け抜けた11年間の町政運営であったと自負しております。

3項目めの「今後の町政運営における工程管理」についてであります。

私の辞職時期につきましては、町政運営に与える影響を最小限とすることを念頭に熟慮を重



ね、来年1月中旬とさせていただきたいと考えております。

新たな町長の就任後は、新年度に向けた公約・政策を町政に反映させるための検討に速やかに着手するなど、理事者と職員が一丸となり、遅滞なく町政運営が図られるよう願うところであります。

○議長（松田謙吾君） 6番、前田博之議員。

〔6番 前田博之君登壇〕

○6番（前田博之君） 私の質問通告の内容がちょっと違うので、確認だけしておきますけれども、町長は辞職するのは1月中旬と言っていましたよね。それで、50日云々と言いますけれども、町長の方からも中旬という言葉はあるのだけれども、1月何日とはっきりしないと、その後の私が3で言っている町政運営の工程管理と書けなかったはずなのです。ですから、町長は中旬と言っていますけれども、いつ辞めるのかももう決意していますか。日にちがあれば教えてください。

○議長（松田謙吾君） 戸田町長。

○町長（戸田安彦君） 本当はいつと答弁したいのですが、1月中旬ということは変わりなくということで、選挙のルール上、3月の町長、町議選の投票日にすると統一地方選に合わせるができるという4年に1回の特別、言葉は適切ではないかもしれないけれども、ルールというか、決まり事がありまして、それで将来町民に対して町長選、統一選、できれば同時期にできるのが望ましいと考えて、可能性を残したことで1月中旬の辞職を決めたところであります。日にちは議長に提出してということになりますので、まだ今この日という答弁は差し控えたいと思います。

○議長（松田謙吾君） 6番、前田博之議員。

〔6番 前田博之君登壇〕

○6番（前田博之君） 私がどうこうではなくて、町長に話を聞くと、私がなぜ聞いているかという、町政に空白を一日でも生まない、50日の間ありますけれども。そうすると、町長が統一選挙云々といったらかなりの空白を生むのです、もう町長は辞めるということになっていますから。その辺の観点できちんと辞める日にちを決めておかなければ、今後町長選挙が始まりますから、出る人とか、あるいは町長が言っているように予算も骨格だとか云々言っていますけれども、その辺の今後の町政運営の工程というのか、その道筋が立たないから私は聞いたのです。だから、もう一度伺いますけれども、腹は決まっているということですか。

○議長（松田謙吾君） 戸田町長。

○町長（戸田安彦君） 腹は決まっているのですが、調整が必要なのと、確かに影響は出るという、前田議員おっしゃるとおりで私も胸の痛いところなのですが、今後10年とか20年、30年、将来のことをずっと考えますと、今すぐこういうことで辞職するというよりはそういう可能性の期間を残して辞めるというほうが、将来のまちの負担を考えるとそれがベターだと考えております。

○議長（松田謙吾君） 6番、前田博之議員。

〔6番 前田博之君登壇〕

○6番（前田博之君） それでは、一括で質問します。

まず、私は今日の質問を加えて定例会ごとに一般質問と代表質問を合わせて11年間で45回戸田町長に質問してきました。今振り返ってみますと、戸田町長とは政策形成、政策決定、政策執行の過程で、予算にせよ政策にせよ、緊張感を持ちつつ、政策提言や行政運営の意見等での都度議論を闘わせてきました。時には丁々発止の議論と反問権の行使もありましたが、企画の段階や執行の段階などで効果や成果が見込まれるであろう提言や意見等についてはその都度政策、施策事業に採用されたり、反映をされてきたりと大いに評価しているところでもあります。

そこで、戸田町長は2か月前の10月20日に令和5年度予算編成方針を職員に示しています。このことから、私は最終任期となる令和5年度予算に重要政策、課題の集大成を図るものと思い込んでいました。10か月余りを残して、答弁がありましたが、1月中旬辞職されることになりました。そこで伺います。町長としてこれだけはやりたかった、あるいはやり残したと思える政策や思いがあれば伺います。

○議長（松田謙吾君） 戸田町長。

○町長（戸田安彦君） 前田議員がおっしゃっていたように、約11年の間いろいろなことがありまして、今これだけとは単発は、ごめんなさい、頭にはいろいろ浮かぶのですが、これをという重要な、1つとか2つは選べないものですから、ただこの11年間でやり遂げたといえば財政再建に議員の皆様、町民の皆様にご協力をいただいて、今は当時よりは、まだまだ厳しい中ではありますけれども、財政再建が進んだと思っております。

あと、大きく港の問題、バイオマスの問題、町立病院の問題、3事業は就任当時から言われておりましたので、港はまだ企業誘致等々も含めて進めていますが、ある一定の着手というか、進み具合はできたのかと思っております。

また、ウポポイの開設は大きいかと思えます。

○議長（松田謙吾君） 6番、前田博之議員。

〔6番 前田博之君登壇〕

○6番（前田博之君） やり残したことはないということで、答弁にありました11年間は自負しているということですのでよろしいですね。やり残したことを言わなかったから。後でもしあれば追加で答弁いただきます。

それで、冒頭で戸田町長の11年間の総括の答弁がありました。私は、町長にこれだけは政策実施してほしかったという重要政策が1つあります。それは、子育て支援としての給食費無償化です。給食費無償化の導入については、私と吉田和子元議員が数回にわたり一般質問で政策提言をし、実施の決断を迫りました。しかし、かないませんでした。最近の傾向として各自治体においても給食費無償化に進んでいるところが増えています。白老町が先駆けて給食費の無償化を実現していたならば、戸田町長にとっての政策レガシー、遺産になったであろうと私は考えています。私は、今日行う一般質問については給食費無償化を考えていましたが、諸般の事情からやめました。本来であればこの場で給食費無償化について町長と議論した結果、戸田町長は実施に向けての政策判断に至っていたかもしれません。そこで、伺いますが、戸田町長としての給食費無償化に対する本音を伺っておきたいと思えます。

○議長（松田謙吾君） 戸田町長。

○町長（戸田安彦君） 最初に、給食費無償化の前に、やり残したことはたくさんございます。公約も100%達成しているわけでもないですし、白老町には課題が山積しておりますので、細かくは話しませんが、たくさんあります。それは引継ぎ事項としてきちんと残していきたいと思っております。

あと、給食費無償化なのですが、施策と子育て支援ということでは非常に有効な施策だと思っております。ほかの市町村でも一部もしくは全部の無償化をしているところもあります。それで子育て世代の方、子供たちがそのまちに移り住むという事例もありますので、ここは町村会も含めていろいろお話を聞いております。ただ、決断するのに難しかったのは、一方食事、食べるものに対して無償化するのはどうなのだというご意見もあるのは事実でありまして、そこは私の中でも葛藤がございました。ただ、学校の給食は食育にもつながっておりますので、教育という意味でも無償化というのは非常にいい施策だと思っております。ただ、これは予算と優先順位とありますので、この辺がきちんと整理をされた中で進めなければならないと思っておりますし、本当にごくごく一部ではありますが、子供たちに白老の食材を使った給食の無料の日等々もつくっておりますので、全く反対ということではなく、優先順位をつけた中で実行できればよかったとは今では思います。

○議長（松田謙吾君） 6番、前田博之議員。

〔6番 前田博之君登壇〕

○6番（前田博之君） それでは、次です。町長としてのリーダーシップの在り方です。

町のトップである町長は、人口減少、少子化、子育て、社会基盤の整備、地域経済、地場産業の活性化、教育はもちろんです、広範な行政課題に対して的確に対応し、政策決定をしていかなければなりません。時には町民の先頭に立ち、暮らしや生命と財産を守るために急を要する場面にあっては的確な判断を下す重責を負わなければなりません。行政学が専門の元中央大学の佐々木信夫氏は、首長自らが経営と政策面でリーダーシップを発揮できるかどうかが自治体経営の存亡の鍵を握ると著書の中で述べています。首長の資質として政策の実現に向けた強いリーダーシップが何よりも求められます。そこで、白老町長としての11年間の経験を踏まえて、戸田町長は町長としてあるべきリーダーシップ像とは何であるかを伺いたいと思っております。

○議長（松田謙吾君） 戸田町長。

○町長（戸田安彦君） リーダーシップについては、これがリーダーシップだというのはないと思っておりますので、前田議員のどういうリーダーシップか全く分からないでお話をします。

例えば町長でも会社の社長でも何かの団体でもトップがいて、その人がリーダーシップを発揮して、その組織を導いていくということに関していろいろなリーダーシップのやり方があると思っております。私は性格的に強いリーダーシップを持って引っ張るタイプではありませんので、和を大事にしてできるだけ組織力を高めるとというのが私の性格というか、そういうことで組織をまとめていくというのが私の考えであります。白老町を経営に例えると、そこに今何が足りなくて、何が弱くて、何が強みなのかときちんと分析した中でいろいろなことにチャレンジしていくというのが組織の力になると思っております。11年間、4年、4年でやらせていただき

ましたけれども、たかが11年、されど11年ということで本当に中身の濃い11年だったと思っておりますし、これは議員の皆様、職員の皆様と町民の皆様の協力があったからこそここまでこれたと思っております。そういう中で、まだまだ発展途上でありますけれども、ここで完結ではないので、今度は新しい方がリーダーシップを発揮して、きちんと白老町の発展に寄与していただければ大変ありがたいと思っております。

○議長（松田謙吾君） 6番、前田博之議員。

〔6番 前田博之君登壇〕

○6番（前田博之君） 戸田町長、分かりました。11年間本当にお疲れさまでした。

この質問をもってこの項の質問を終わります。

次の質問に入りたいと思います。

次に、2、白老町公共施設等総合管理について。

（1）、公共施設適正配置計画の策定状況とその内容及び実効性について。

（2）、公共施設等の地震（耐震）対策について。

（3）、社会教育施設及び文化施設の現況と維持管理状況並びに整備実施計画と財源について。

（4）、役場庁舎の基本計画策定の進捗状況とその概要及び財源手当てについて。

（5）、白老町の公園について。

①、公園の概念と目的及び必要性とその役割について。

②、公園の総数と種別ごとの数について。

③、公園の実態と維持管理状況について。

④、公園施設における改修実施計画の策定について。

⑤、目標とする公園像について。

○議長（松田謙吾君） 戸田町長。

〔町長 戸田安彦君登壇〕

○町長（戸田安彦君） 「白老町公共施設等総合管理」についてのご質問であります。

1項目めの「公共施設適正配置計画の策定状況とその内容及び実行性」についてであります。

本適正配置計画の策定状況につきましては、昨年度6月から検討を開始し、これまでに作業部会5回、推進委員会4回を開催して計画素案を作成したところであります。

その内容につきましては、公共施設等総合管理計画の期間である令和18年度までの人口減少などの動態を鑑みて、公共建築物の利用状況、経費負担、地域配置、老朽化度などを勘案して、建築後40年を超える施設を中心に方向性を定め、財源の平準化と有効な施設利用が進むよう検討を進めております。

公共施設の適正配置は、喫緊の大きな課題として捉えながらも実現性の高い計画となるように配慮して、公共施設等適正管理推進事業債を活用するなど財源に照らしながら、有効かつ効率的な手法によって計画的に進めてまいります。

2項目めの「公共施設等の地震（耐震）対策」についてであります。

公共施設や民間住宅などを対象として、地震発生時における安全性を向上させ、建築物の倒

壊などの被害及びこれに起因する生命、身体、財産の被害を未然に防止することを目的に白老町耐震改修促進計画を平成20年度に策定いたしました。

計画期間を21年度から27年度までとしておりましたが、その後計画の見直しは行っておりません。

3項目めの「社会教育施設及び文化施設の現況と維持管理状況並びに整備実施計画と財源」についてであります。

白老町公共施設等総合管理計画において、教育委員会が所管する社会教育施設は、4施設8棟延べ床面積1,130平方メートル、文化施設については、7施設10棟延べ床面積7,730平方メートルを有しております。

維持管理状況につきましては、教育委員会が直接管理している社会教育施設等をはじめ、一部の文化施設においては、指定管理者制度による管理や、公共的団体への貸付けなど、民間による自主的な維持管理を行っております。

また、教育委員会においては、平成25年1月に「社会教育関連施設修繕計画書」を作成し、各施設の修繕箇所を確認するとともに、緊急性などに応じた修繕等の優先順位を定めたところではありますが、財源確保が大きな課題となり、計画通り実施できていない状況にあります。

4項目めの「役場庁舎の基本計画策定の進捗状況とその概要及び財源手当て」についてであります。

今年度中の策定に向けて、役場内に庁舎建設等検討委員会及び庁舎建設等検討専門部会を設置し、本年6月に実施した町民アンケートや専門部会で集約した職員の意見要望をもとに協議を進めているところであります。

現状では町民の利便性を向上させるため本庁舎と白老コミセン庁舎、いきいき4・6庁舎を統合すること、災害発生時の防災拠点とすることのほか、町の行事や検診等に使用できる中規模の多目的ホールを併設することなどを盛り込む予定としております。

財源については、令和7年度が期限の「緊急防災・減災事業債」を主に活用する方向で考えております。

5項目めの「白老町の公園」についてであります。

1点目の「公園の概念と目的及び必要性とその役割」についてであります。レクリエーション空間や良好な都市景観の形成、都市環境の改善と都市の防災性の向上や生物多様性の確保など、豊かな地域づくりに資する公共空間を提供することが概念と目的であります。

都市公園には、旧児童公園である近隣居住者の利用に供する街区公園、主として運動の用に供する運動公園、自然的環境の保全や都市景観の向上を図る都市緑地のほか、霊園・墓園に位置付けられる特殊公園など、種別ごとに役割があります。

2点目の「公園の総数と種別ごとの数」についてであります。町内の都市公園は街区公園が24箇所、近隣公園が1箇所、運動公園が1箇所、都市緑地が3箇所、特殊公園が1箇所の計30箇所となっております。

3点目の「公園の実態と維持管理状況」についてであります。町内の都市公園において105基の遊戯施設を設置しており、そのうち半数にあたる53基が老朽化により危険な状態であること

から使用禁止としております。

また、休養施設や便益施設などにおいても老朽化が著しく、施設全体の計画的改修が必要と捉えております。

維持管理につきましては、職員による定期点検のほか、業務委託や公園里親制度における草刈や軽微な修繕等を実施しているところであります。

4点目の「公園施設における改修実施計画の策定」についてであります。令和2年度に見直しを行った公園施設長寿命化計画が改修実施計画に該当するものであります。

本計画は、重点的かつ効率的な維持管理を行うため、公園施設の健全度実態調査における老朽化状況や危険度判定のほか、町民アンケート調査結果を総合的に判断し、策定いたしました。

今年度においては、遊具の配置改編に必要となるセーフティエリアの確保など安全基準に基づいた実施設計を進めているところであります。

5点目の「目標とする公園像」についてであります。利用者が安心して楽しむことができる憩いの場となる公園を目指し、施設整備を進めるとともに、人口減少や少子高齢化の進行を見据えた公園機能の見直しを図り、利用者のニーズに合わせた遊具等の適正配置を推進する必要があると考えております。

○議長（松田謙吾君） 6番、前田博之議員。

〔6番 前田博之君登壇〕

○6番（前田博之君） これから質問しますけれども、前段で町長の辞職の話もありまして、質問の仕方はなかなか難しいのです。答える側も難しいと思うのだけれども、その点お互いに理解して質問したいと思います。

まず、白老町公共施設適正配置計画は策定中のところですが、6年前に白老町公共施設等管理計画が作成されています。この計画を基に行動計画としてその下にそれぞれ個別施設計画が作成されています。6年時間がたっていますけれども、ということで現在に至ってどのような個別計画が存在しているのか分からないのです。そこで、個別計画ごとに策定されている計画の件数と、もしその名称が分かれば教えていただけませんか。まず、議題の前提としたいので、お聞きします。

○議長（松田謙吾君） 大塩企画財政課長。

○企画財政課長（大塩英男君） 個別計画のご質問でございます。

まず、第6次総合計画に基づく個別計画ということで、現在法定計画と言われるものが61件、それで町の独自計画として定めているものが29件、合計90件ということになってございます。ごめんなさい。それぞれの分野ごとの数というのが総体数でしか今押さえていないものですからあれなのですけれども、総体数としては合計90の計画が総合計画に基づいて策定されているという状況でございます。

○議長（松田謙吾君） 6番、前田博之議員。

〔6番 前田博之君登壇〕

○6番（前田博之君） そういう意味ではなくて、あくまでも総合管理計画の1ページに体系があるのです。この総合計画の下に学校、公営住宅、道路とある。主なこれに対する長寿命化

計画とか、そういう計画を聞いていたのです。6次総合計画で1個1個書いていると言っていないのです。あくまでも総合管理計画についての影響について質問していますので、そういう旨ですから、後でもし控室で分かれば教えてください。

そこで、今答弁がなかったから、こういう言葉を使うのはおかしいけれども、私が見ている範疇では多岐にわたって個別計画が存在しています、1ページに。そして、その項中、頭文字は省略しますから、諸施設等の総合管理計画の1ページの体系では今言ったように個別施設計画が下になっているのです。では、この個別計画に対して適正計画というのはどのような位置になるのか、それを伺います。

○議長（松田謙吾君） 大塩企画財政課長。

○企画財政課長（大塩英男君） 白老町の総合管理計画のご質問でございます。

全体的な整理をさせていただきたいといいますが、お話をさせていただきたいのですが、まず白老町の公共施設総合管理計画を平成29年に策定したのですけれども、これはもちろん町の総合計画に基づくものということと、あとは平成25年に国のほうで経済財政運営と改革の基本方針という中で、インフラの老朽化が進む中、新しい造ることから賢く使うというようなことで25年11月にインフラの長寿命化基本計画というのを国のほうで策定をいたしました。この国が策定したものを受けて、全国地方自治体も国と歩調を合わせるべくというような内容で国から公共施設総合管理計画を策定しなさいという策定の要請があって、本町におきまして平成29年3月に策定をしたという内容になってございます。

前田議員からご指摘のありました総合管理計画と下のそれぞれの個別施設計画と、さらには適正配置計画の関係性というようなご質問だったのですけれども、現在策定中の公共施設の適正配置計画は、公共施設の総合管理計画の実施計画、いわゆる実態としてこういうことで具体的にやっていきますというのが今策定中の適正配置計画というようなことになってございまして、それぞれの個別計画はどのような関係性かといいますと、実は総合管理計画、平成29年に出来上がる前に個別施設計画、例えば公営住宅の長寿命化計画ですとか、こういったものが先にできていたということもありまして、その関係性については個別計画と整合性を図った中できちんと適正配置計画をつくっていくということになりますので、ごめんなさい、答弁が上手にできていないのですけれども、端的に言いますと適正配置計画は総合管理計画の実施計画、行動計画というような位置づけで今策定をしているというところでございます。

○議長（松田謙吾君） 6番、前田博之議員。

〔6番 前田博之君登壇〕

○6番（前田博之君） そうすると、今の説明を聞くと、よく分からないのだけれども、体系的に整理すると、私が言っているのは総合管理計画の個別計画だと、今は適正配置計画づくりでしょうと、その位置がどこですかということなのです。では、私のほうから聞くけれども、今の説明からいくと、適正配置計画は、個別計画との間に位置するということではないですか。

○議長（松田謙吾君） 大塩企画財政課長。

○企画財政課長（大塩英男君） 図で表しますと前田議員のご指摘のとおりです。公共施設総合管理計画があって、適正配置計画があって、個別計画があるということです。さらに分かり

やすくご説明させていただくと、他のまちの事例としては、実は総合管理計画と適正配置計画が合わさった、適正配置計画の内容を網羅した総合管理計画を策定しているという自治体も事例としてはあるというところでございます。

○議長（松田謙吾君） 6番、前田博之議員。

〔6番 前田博之君登壇〕

○6番（前田博之君） なぜ聞いているかといったら政策形成過程の中で計画をつくりますよね。その順序って我々も職員も整理されてないと、行ったり来たりしてつくられると困るのだ。今のでいけば今までつくっている計画の中に適正配置計画が中に入ってきますよね、中間になるから。総合計画があって、適正配置計画があって、個別計画だよ、今の答弁を聞くと。私もそう理解していますし、そうするとあべこべとまで言わないのだけれども、適正配置計画は本来であれば個別施設計画に先んじて策定されていなければいけないのです。今の課長の答弁ではよその町村では同じくつくっているような話をしているけれども、今の中からいけば個別施設計画に先んじて策定しておかなければ整合性が取れないのではないかと思うのだけれども、何で今頃の策定になるのですか、これ。

○議長（松田謙吾君） 大塩企画財政課長。

○企画財政課長（大塩英男君） 先ほどお話をしたとおり、町の公共施設の総合管理計画というのは国の要請を受けて平成29年に策定をしましたということで、そこは国の要請を受けて町の全体的な公共施設がどうあるべきかということで、初めてその時点で町の全体の部分を捉えたということでございます。そして、それに基づいてさらに具体的にどのように進めていったらいいかというのが今策定中の公共施設適正配置計画というような内容になっているところでございます。前田議員が指摘される個別施設計画というのは、それぞれの法律の中で、例えば公営住宅法の中で公営住宅の長寿命化計画であったり、学校施設の計画であったりというようなことで、別物と言ったら言い方がおかしいかと思うのですけれども、そういうことでもともと計画がつけられていたと。そして、総合管理計画は町の全体を捉えた中で、今後の総量の削減について特化した、あくまでも国の要請に基づいてつくられた計画というようなことの整理となっているところでございます。

○議長（松田謙吾君） 6番、前田博之議員。

〔6番 前田博之君登壇〕

○6番（前田博之君） 説得力がないのだけれども、では計画があるけれども、計画があって、計画倒れになる可能性がありますよね、系統的に計画をどう実施するかということで。私は、そこは議論しません、そうしたら。後でまた議論するかも分からないけれども。

そこで、先ほど公共施設の適正配置は、事業者が借りながら、財源に照らしながら、有効かつ効率的な手法で計画的に進めますと書いているよね、これからつくろうとしているけれども。では、確認するのだけれども、公共施設の適正配置は施設の老朽化の利用状況などを、同じことを言っているのだけれども、実態を踏まえて施設の総数と総量を削減する、そのために今議論していた長寿命化、統合、複合化、転用、譲渡、廃止または現状維持などの方向を定めて、財源と整備スケジュールを明確にした実施計画の策定で、先ほど課長も実施計画と言ったよね。



実施計画として推進することで実行性の高い成果の実現を可能とする計画ですと、そう解釈していいですか。

○議長（松田謙吾君） 大塩企画財政課長。

○企画財政課長（大塩英男君） 前田議員ご指摘のとおり、まさしくそのとおりでして、今後の白老町の公共施設の在り方、これは大きくまちづくりに影響してくる部分かと思うのですけれども、今まさしくお話のあった今後町の公共施設をどうしていくか、除却していくのか、施設を統合していくのか、改築していくのかというような方向性に基づいて一つ一つの施設をきちんと明確に方向性をつけていくというのが適正配置計画というところでございます。

○議長（松田謙吾君） 6番、前田博之議員。

〔6番 前田博之君登壇〕

○6番（前田博之君） ここばかり議論してられません。1つだけ聞いておきます。今の答弁を踏まえてです。では、私は今年の3月の会議で、さきの議会で統合等によって廃校した旧社台小学校、旧白老小学校、旧竹浦小学校、旧森野小中学校、4校の取扱いを質問しています。これに対して町長は、施設等総合管理計画の方針に基づき、土地利用と建物の除却を財源確保も含めて総合的に勘案して順次進めていくと答弁しています。だけれども、今は適正配置計画で進めるような言い方をしていますけれども、本当にこう答弁しているのです。そうすると、先ほどの同僚議員も社会教育を言ったときに何か計画の先延ばしみたいに言って、適正配置計画を延ばすみたいな言い方をしたけれども、今言った適正配置計画抜きにして、町長が3月にこう言っているのです、具体的に。そうすると、現時点の具体的な取組とその進捗状況はどうなっていますか。

○議長（松田謙吾君） 大塩企画財政課長。

○企画財政課長（大塩英男君） 4つの学校のご質問がございました。

前田議員御存じのとおり、社台小学校につきましては、今は貸付けをして活用していただいているということ、ほかの小学校につきましては現時点では遊休施設ということで、特に活用しないで現存しているということでございます。基本的に今は公共施設の総合管理計画の中では、使わなくなった施設というのは売却もしくは除却ということで進めていきますということで、この考え方は変わってございません。ただ、小学校の施設、これは過去のご質問の中で私が答弁をしたかと思うのですけれども、何か利活用ができないかということも一つ踏まえた中で、すぐ除却するということではなくて、もちろん遊休施設ですので、最終的には活用がなかったという場合については除却というような道に進まなければなりませんけれども、まず町として貴重な財産でありますので、これを何とか利活用できないかということ踏まえた中できちんと最終的には結論に導いていくというのが考え方でございます。

○議長（松田謙吾君） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時59分

---

再開 午後 2時15分

○議長（松田謙吾君） 休憩を閉じ、質問を続行いたします。

6番、前田博之議員。

〔6番 前田博之君登壇〕

○6番（前田博之君） 今の旧校舎、土地の4校について財政課長から答弁がありました。虎杖浜中学校を企業が買収してああいう計画を立てたことについては、私は十分理解しているし、いいことであります。ですから、利活用したいと、これは、私は理解しています。だけれども、いつまでも待ってはられないです。

それと、もし担当課長が利活用を考えているのだったらふだんの環境を整備してください。旧竹浦小学校なんて地域の人は怒っています。私も見てきました。町長に写真を撮って見せようと思ったのだ、町長は見ているかどうか分からないけれども。ブランコはつるすというのか、座るところは草ぼうぼう、ひど過ぎます。怒っているのです。これは普通財産ですから、教育委員会は関係ないのだ。そうすれば、年に2回ぐらいきちんと草刈りをする、壊れたものは撤去してやってください。そうすると、見に来た人だってこのだったら土地を買いたいと思わないですか、町長。答弁は要らないけれども。そう思うでしょう。うなずいてください。

そういうことで、現在策定しているでしょう、適正配置計画。そうすると、今の担当課長の答弁を踏まえて言います。そして、私が前段言っていた質問を踏まえて言うと、校舎の除却、土地利用、財源確保、これは町長が言っているのだから、この措置については、では適正配置計画へどこまで踏み込んだ具体性のある実行、実施計画になるのですか。

○議長（松田謙吾君） 大塩企画財政課長。

○企画財政課長（大塩英男君） いま一度総合管理計画と適正配置計画との関係性、これらについて整理をさせていただいて、答弁させていただきたいと思います。

公共施設の適正配置といいますか、公共施設の管理、町全体の管理のお話なのですけれども、実はこれ古くは平成26年に財政健全化プランというのを策定したのですけれども、その中に9つの重点項目を当時掲げておりました。その一つが公共施設の見直しといいますか、公共施設の適正配置というような項目が入っていたところがございます。それで、今何を私は言わんとしているかといいますと、公共施設の適正配置といいますか、今後の方向性というのがなかなか内部の中で整理がついていなかったというのが正直なところで、先ほど来前田議員からご質問のある、そうしたら個別計画との関係性はいかななものかということで、その個別計画が実は先にできているものがありました。その個別計画の中でそれぞれの担当の中で計画を持っていると、これを除却していこうというのはなかなか担当課の中では一步踏み出せないというような状況があって、公共施設の総合管理ということには進んでいかなかったというのが現状でございます。ただ、そういった中でいろいろと課題があって、平成29年に総合管理計画ができて、そして時がたって、このままではきちんと進んでいかないだろうというようなことで、これは過去の議会でも私が答弁させていただいているように、横断的な議論ができるというようなことで公共施設の適正配置に向けたことでの委員会、町長の1答目の答弁でありましたように、そういったことで委員会をつくって横断的に進めて、もちろん自分が担当している課の施設は除却したくないという思いがあるのですけれども、そうではなくて町全体として考えていこうというような観点の下に今進めているという状況であります。

前段が長くなったのですけれども、前田議員からご指摘のありました統合ですとか、除却ですとか、改築だとか、こういったことを施設の類型別に整理をして今後の方向性をきちんと出していくというのが適正配置計画ですので、まさしく実施計画というか、ただ無理に進めていけないということも勘案しながら、あとは午前中大淵議員からもお話があったように、利用者があってこそその公共施設ということもありますので、利用者が見えることでのきちんとしたそういった整理をしていかなければならないと捉えているところでございます。

〔「旧4校はどうなの。今説明あったから、きちんと整理されるのですか」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 大塩企画財政課長。

○企画財政課長（大塩英男君） 旧社台小学校を除く3施設については遊休施設ということで、こちらについては恐らく、確かなことは答弁申し上げられないのですが、方向性としては最終的には除却すると。ただし、その除却年度というのは内部で検討中ですので、ここでの答弁は控えさせていただければと思います。すみません。

○議長（松田謙吾君） 6番、前田博之議員。

〔6番 前田博之君登壇〕

○6番（前田博之君） 分かりました。

では次に、地震対策についてです。冒頭の答弁によると、平成28年度以降の白老町の耐震改修計画は策定されていないし、27年までとなっていて、あとの計画は見直しを行っていませんと、こういうことですね。しかし、白老町の個別計画一覧というのがあるのです。これによると平成28年度から平成32年、今でいえば令和2年までの期間として耐震改修促進計画が策定されていることになっているのです。あることになっているのです。その後の耐震計画の扱いはどのようになっていますか。これは副町長が答弁してください。

○議長（松田謙吾君） 竹田副町長。

○副町長（竹田敏雄君） まず、計画関係の質問でございますけれども、30年6月に個別計画ということで表の中に耐震の計画が載っています。それで、28年以降は見直しを現実やっていますので、確認はできていないですけれども、事務の事務上の不備だとか、それから計画の見直しがまだ確認ができていないといったような部分もありまして記載されたのかと思います。この辺については、はっきりとしたこれだという理由がないものですが、実際にはそこには書かれてありますけれども、記載間違いということで大変申し訳なかったと思います。

○議長（松田謙吾君） 6番、前田博之議員。

〔6番 前田博之君登壇〕

○6番（前田博之君） 分かりました。

では、考え方だけ聞いておきます。その以降でも、その後はまた質問しますけれども、平成28年4月の熊本地震は記憶に新しいですね。うちの計画は27年で終わっているのです。竹田副町長から答弁があったように、いろいろな状況があつてつくっていなかったと、これは分かりました。ただ、聞いておくけれども、町民の建物はもちろんですけれども、公共施設の実施に対する安全性確保の地震対策は緊急かつ永続的な課題であります。それに対して計画的な耐

震計画の推進は不可欠だと思うのだけれども、28年度以降は町の中にも計画はないけれども、そういう精神なり行動的な指針みたいなものは持ちつつありましたか。

○議長（松田謙吾君） 竹田副町長。

○副町長（竹田敏雄君） 28年以降の地震に対する計画的な目的を持った計画というのはつくっていませんので、ないことは事実です。ただ、公共施設の建物については、耐震性はありませんとするのは、その計画の中で既に表明というのですか、表れていますので、そういったことは当然認識しながら、その建物をどうしていったらいいのかということは検討していることにはなります。

それと、この計画ですけれども、北海道の計画が令和2年に改定されたと思うのです。ですから、もう3回も改定されていますので、この部分については必要な計画、目標を持った計画になりますので、再度北海道の計画を基本としながら、もう一回見直しをしてつくっていきたいとは考えています。

○議長（松田謙吾君） 6番、前田博之議員。

〔6番 前田博之君登壇〕

○6番（前田博之君） 今の答弁は最後に聞こうと思ったのです。地震に対しての、言ったから聞きますけれども、建築物の耐震化に関する目標、耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策などについて、北海道の指導の下に新たに白老町耐震促進計画の策定をするということによろしいですか。

○議長（松田謙吾君） 竹田副町長。

○副町長（竹田敏雄君） 前田議員が言われたとおり、北海道の計画に基づいて、変わっている部分がたくさんありますので、それらを整理した中でつくっていききたいということです。

○議長（松田謙吾君） 6番、前田博之議員。

〔6番 前田博之君登壇〕

○6番（前田博之君） 計画の策定については分かりました。

現実的な問題について質問します。地震発生時における公共施設の被害を最小限にとどめることの対策は必要不可欠です。そこで、町も校舎の耐震化を図ってきていますけれども、校舎を除いての防災上重要なまちの公共施設の種類とその施設の耐震性の状況及び耐震化率はどのようになっていますか。

○議長（松田謙吾君） 瀬賀建設課長。

○建設課長（瀬賀重史君） ただいま質問のありました公共施設の建物の耐震化率についての答弁になります。

町民が特に多く利用される建物としましては、まず公民館や生活館、体育館やプール、保育園や児童館、いきいき4・6とか、あとは庁舎や消防施設関連がございます。これが現在町内に79棟ございます。このうち新耐震以前の建物は32棟ございます。新耐震以降となっております昭和57年以降に建設された建物が47%となっております。耐震化率は約60%となっております。

○議長（松田謙吾君） 6番、前田博之議員。

〔6番 前田博之君登壇〕

○6番（前田博之君） そうすると、今あったけれども、57年度以降の耐震化率が59.5%です。ということは、逆に言うと56年度以前の建物は45%が、耐震性がないことになるのです。そうすると、耐震の状況が分かったのだけれども、耐震化率は別にして、今言ったように町民が不特定多数で多く利用する部分の79棟とあったのだけれども、これは大事なことなのだけれども、その中で耐震診断にて耐震性を確認している施設、それと耐震改修を実施している施設件数というのはあるのですか。耐震化率は分かったけれども、具体的に踏み込んで。

○議長（松田謙吾君） 瀬賀建設課長。

○建設課長（瀬賀重史君） ただいまの耐震以前の建物になりますけれども、これがまず32棟ございました。その中で耐震化が行われた建物になりますけれども、これが町内の小中学校になっております。こちらは現在菘野小学校、こちらの校舎の耐震化を進めておりまして、それが終了した時点で小中学校については100%となってくるところでございます。そのほか耐震診断は実施しておりますけれども、耐震改修まで行っていないものとしましては、白老町の中央公民館とか、白老のコミュニティセンター、こちらの2棟が診断だけは行っていますけれども、まだ改修には至っていないところでございます。

○議長（松田謙吾君） 6番、前田博之議員。

〔6番 前田博之君登壇〕

○6番（前田博之君） 先ほど新たに白老町耐震改修促進計画をつくると。そうすると、この中には町民の部分も入ってきますけれども、公共の建築物の耐震対策と、それと目標の耐震化率、こういうものをきちんと、施策もそうですけれども、数字で表してくるということでしょうか。

○議長（松田謙吾君） 瀬賀建設課長。

○建設課長（瀬賀重史君） ただいまの耐震改修促進計画になりますけれども、まず北海道の計画、あと市町村でも作成になりますけれども、こちらの住宅については令和7年度までに一般的な住宅につきましては目標値としては耐震化率95%、あとその他の不特定多数が使用される建築物になりますけれども、こちらは数値的には出ておりませんが、おおむね改修ということで、それを目標に目指すこととされているところでございます。

○議長（松田謙吾君） 6番、前田博之議員。

〔6番 前田博之君登壇〕

○6番（前田博之君） では、具体的に聞きます。

何回も言うのだけれども、私は計画をつくれればいいという発想ではないですから。計画づくりの計画倒れになったら困るのです。あくまでも実行してくれという立場で質問していますので、はっきりしてほしいのです。それで、1つ例として伺います、どうなっているか。公共施設の総合管理計画、ここでは中央公民館の安全確保に向けて早急な対策が必要であるから、耐震診断と耐震改修を順次進めると、こう明記しているのです。先ほど答弁がありましたけれども、平成29年に耐震診断を行っているのです、中央公民館。そうすると、その後です。では耐震改修のための実施設計とか、それに伴っての総事業費、当然財源の確保、そして実施スケジ

ジュール、これら私が今言った4点の進行管理と進捗状況は実際どうなっていますか。

○議長（松田謙吾君） 伊藤生涯学習課長。

○生涯学習課長（伊藤信幸君） ただいまご指摘がありました中央公民館、コミュニティセンターの耐震改修の進捗管理でございますが、まず29年に耐震診断を行った以降、耐震改修という実態はございません。現状におきましては、それに向けての実施計画等の着手には至っていない状況になってございます。耐震診断の中では耐震化がなされていないという現状の中で公共施設総合管理計画を策定する中で、中央公民館での耐震の費用というところまでの算定はしていないような現状でございます。

○議長（松田謙吾君） 6番、前田博之議員。

〔6番 前田博之君登壇〕

○6番（前田博之君） 計画だつて方針まで立てても現実はしていないということだよ。その中でまた適正配置計画をつくる。計画倒ればかりで、誰が本当に実行するか分かりません。

そこで、併せて社会教育、文化施設について伺います。午前の大淵議員も社会教育施設改修計画の具体化について質問しました。答弁では公共施設適正配置計画を念頭に具体的な改修等の実行計画を定めると、こう言って、またも先ほど答弁しているのです。施設整備の施設計画は多く策定されているのです、いろいろと関連して。そこで、具体的にまた聞いておきます。なぜかといったら、答弁もちょっとあったのか分からぬけれども、社会教育施設改修計画は平成25年に策定しているのです。そして、公共施設等管理計画は平成29年策定、それでこのたび公共施設適正配置計画はつくります。策定中です。この3つの計画は、今言ったように策定時期がずれているのです。それと、詳しく言いませんけれども、施設を取り巻く環境は大きく変化しています。これも耐震計画は実施していない。では、3つ言っています。このほかにあるか分かりませんが、それぞれの計画とどのような整合性が図られて実施につながっていくのですか。今までの答弁はみんな待った、待ったで進んでいないのです。これはどうなるのか具体的に教えてください。先ほど言ったように、中央公民館、29年にやると書いてあるのだから。一向に進まない。では、こうやっていっぱい計画があるのだけれども、これはどのように整合性が図られて、実施のためにどうつながっていくのですか。具体的に答弁してください。

○議長（松田謙吾君） 大塩企画財政課長。

○企画財政課長（大塩英男君） 適正配置計画につきましては、先ほど答弁申し上げたとおり、個別施設の方向性というようなことで一つ一つの施設に対して方向性としてこのように整備していくということで、さらには期間についても、もちろん何年度までとお示しできるかどうか分からないのですけれども、現状としては目標年度としてここまでに統合する、除却する、改築するという、一つ一つの施設についてきちんと方向性を示すというような計画の策定、今は素案段階なのですけれども、そのようなことで計画策定を進めているところでございます。

先ほどそれぞれの個別計画との整合性というようなお話だったのでございますけれども、個別の計画において除却する目標を立てているかどうかというのは、それぞれの個別計画の中で明記されているか、されていないかは置いておいても、総合計画、適正配置計画の中で整合性を図った中できちんと計画づくりをしていくというような考え方でございます。

○議長（松田謙吾君） 6番、前田博之議員。

〔6番 前田博之君登壇〕

○6番（前田博之君） では、具体的に聞きます。

1つずつ計画だけ議論しても進まないのです。そうすると、午前中の答弁でもありましたけれども、総人口の減少と同時に人口構造なのですよね、これ。この変化が非常に著しいのです。そうすると、社会教育、文化施設の機能と活用の実行性と施設の整備の在り方、これは大事なのです。これまでも質問してきました。だけれども、悪いけれども、前進が見られません、計画だけの話で。そこを端的にお聞きしますけれども、老朽化の激しい施設の現場に足を運び、建築物の状態を確かめることが必要なのです、第一に。こういうことをまずやっているかどうかです。これは基本動作です。そこで、建築物の実態調査、特に虎杖浜公民館、「蔵」、図書館、温水プールはどのような状況になっていますか。足で運んだ実態で答弁してください。

○議長（松田謙吾君） 伊藤生涯学習課長。

○生涯学習課長（伊藤信幸君） 社会教育施設の現状把握の部分でございますけれども、地区公民館をはじめとしました文化施設につきましては、うちの職員が週1回から2回定期巡回を実施しております。また、スポーツ施設、特に指定管理施設におきましては、日常における業務の中で施設の現状把握をしていただいているというところでございます。

ご質問のありました虎杖浜公民館、「蔵」、プールの現状ということでございますが、虎杖浜公民館につきましては、先ほど町長の答弁にもありました25年1月に教育委員会が取りまとめた社会教育の関連施設修繕計画書の中でも屋根の老朽化というところを確認している状況でございます。定期巡回の中でも当然ここの部分の改修、屋根の張り替え等が行われていない状況を確認していることと、東側の軒天の腐食が激しくなり、軒天ボードが度々落ちてくるような部分も適宜補修をしながら、その下に人が通らないように今バリケードをしているような状況になっております。また、「蔵」の部分につきましては、線路側のほうの木造2階建て、1階が事務所、2階が和室部分の木造部分については、これまでの議員とのやり取りの中で説明させていただいているとおり、ネットを張った状態、壁が崩れる危険性があるということで応急処置をしているような状況でございます。また、町民温水プールにつきましては、特に外観で一番目を引くところは屋根の腐食が激しいというような現状の中で、これは抜本的な改修をしないと、一時補修的なものでは間に合わない状況になっているということを確認しております。

○議長（松田謙吾君） 6番、前田博之議員。

〔6番 前田博之君登壇〕

○6番（前田博之君） あまり細かいことを聞きたくないのだけれども、そこまで調査しているのなら、では温水プールの屋根の張り替え、「蔵」の木造部分の解体、あるいは改修するかどうか分かりません。この2件について幾らかかるか積算していますか。

○議長（松田謙吾君） 伊藤生涯学習課長。

○生涯学習課長（伊藤信幸君） まず、温水プールの屋根板金の張り替え、そして併せて外壁も相当傷んでいるところの改修が必要だということで、こちらの積算も教育委員会として行ってございます。改修費用については、現状の見積りでは7,370万円かかるのではないかと見込ん

でおります。

それと、「蔵」の部分、先ほど説明した1階事務所、2階和室の木造部分、こちらは256.34平米ございますが、そこにつきましては建築基準法上のいろいろ問題もあり、基本的に改修をしていくということにはならないような現状ということで押さえております。例えばこの部分だけ解体したとした場合の見積りとしましては、1,200万円かかるのではないかとということで試算をしております。

○議長（松田謙吾君） 6番、前田博之議員。

〔6番 前田博之君登壇〕

○6番（前田博之君） 教育長、温水プールでも「蔵」の木造の部分でも金額が出ていますよね。これはずっと議論してきています。では、これまでの議論をやれば、今適正配置計画をつくると言っている、修繕の。そこで待つのか。別な計画を先につくっていますから、それをここに温水プールの屋根を張り替える、「蔵」をどうするか、これ教育長として計画を待つのか、待たないから早くしなければいけないと、そういうことで理事者として一つの問題とやって、副町長、町長と併せて方向性を出すという気持ち、計画に出すのではなくて、本当にしなければいけないという、そういうせっぱ詰まった意識はありますか。

○議長（松田謙吾君） 安藤教育長。

○教育長（安藤尚志君） 今までいろいろご質問をいただいた中で、特にこの前段階として耐震性のことについて議員からいろいろご質問をいただいて、安全性の確保という部分で大変大きな宿題をいただいたと思っております。そういった意味で考えますと、「蔵」においても、プールにおいても、改修工事、あるいは解体も含めて安全性の担保ということは大変喫緊の課題だと認識しております。ただ、お話があったように、これをうちだけで単独ですぐできるのかとは、即効性といえますか、実効性といえますか、その部分については、意識は十分ございますので、その辺はまた理事者会議の中でどのような、財政全体の中でも考えなければいけないと思っておりますので、なるべく優先順位が上がるように説明をしてみたいと考えております。

○議長（松田謙吾君） 6番、前田博之議員。

〔6番 前田博之君登壇〕

○6番（前田博之君） 「蔵」だけ1点聞いておきます。

「蔵」の公共施設としての在り方について私もこれまで何回も質問しています。そこで、さきの定例会、これは教育長がいなかったのです。それでも3月の会議で質問していました。これに対して「蔵」としての財産や管理の在り方、具体的に言うと普通財産から行政財産への移行、それと施設の具体的改修の在り方、そしてその時期にめどをつけ、精力的に進めていくと答弁があったのです。前向きな答弁でした。この2点の論点整理と取組の具体性と進捗状況について伺っておきます。

○議長（松田謙吾君） 伊藤生涯学習課長。

○生涯学習課長（伊藤信幸君） 本年3月の定例会で「蔵」の関係につきましては前田議員と一般質問の中でいろいろやり取りをさせていただいたということでございます。その中で普通財産化も視野に入れながら検討を進めていくということでご答弁を申し上げたわけございま



すが、その中でまず議論になっていたのが、これまで「蔵」に対して普通財産として無償貸付けをすることに関しての部分、こちらのご指摘もあったということも認識しておりましたので、まずその辺の取扱いについて法的に問題がないかというところを改めて弁護士事務所等を介してリーガルチェックを行ってきたところでございます。その結論としましては、貸付けを受けている「蔵」がNPO法人であるという公共的な団体の位置づけの中で非営利活動を行っていくというところでいけば、違法性や不適切な点はないということで確認をさせていただいたところでございます。

また、これまで財産の取扱いについて、先ほど来お話をした普通財産と行政財産のこれまでの考え方も含めて今後どういった選択肢が考えられるかということも内部調査を進めてきてまいりました。その中では、まず選択肢として5つ考えられると捉えてございます。まず、これまで同様に普通財産として貸付けを行っていくのが1つ目。2点目でございますけれども、普通財産として今度は建物を譲与する考え方。そして、3つ目には普通財産として売払いを行うと。4つ目には、行政財産化に移行して行政財産として貸付けを行うと。5つ目には、行政財産として指定管理者制度に基づいた管理をしていただくというような5つの選択肢が出てくると捉えてございます。そういう選択肢を確認する中で、まず現段階で考える部分でいきますと、「蔵」が設立した当時から自主自立した運営と施設管理を行っていくというような趣旨で立ち上げたという経緯を考えていきますと、まず教育委員会としましても、こういった「蔵」の設立当時の理念をこれからも果たしながら、社会教育を補完していけるような団体として継続して活動できるような環境が望ましいというところを考えてございます。そういう選択肢を含めて捉えた中で法人と引き続き協議を進めているという状況でございます。

○議長（松田謙吾君） 6番、前田博之議員。

〔6番 前田博之君登壇〕

○6番（前田博之君） 論点整理されているけれども、詰まっていないということですよ。結論から言うと、午前中同僚議員も言っていましたけれども、相手の立場ではなくて、尊重しなければいけないですよ、活動していることは分かりますから。ただ、白老町として財産がどうあるべきか。社会教育事業として委託料を130万円ぐらい出しているのです。どうあるべきかという観点で教育委員会は何をするかということをもまず先に物事を整理してから進んでいかないと、今ある建物に教育委員会が考え方を合わせる自体がおかしいです。尊重するのは十分理解します。前段で厳しい質問がありましたけれども、それに答えるようなやり方でやってください。いかがですか。

○議長（松田謙吾君） 安藤教育長。

○教育長（安藤尚志君） 確かに教育委員会としての主体性とか、リーダー性とか、この辺は当然発揮していかなければならないことだと思います。そういう意味で、そのことを十分踏まえつつ、これは相手のいることでありますので、ある程度主導するにしても一定限理解と、そういったものは当然必要だろうと思いますので、そこは早急に話し合いを持ってこうしますというようなやり方ではなくて、こういう状況も提示しながら、相手の理解、あるいはまたうちも寄り添いながら、また新たな活動を生み出せるのかというようなことも考えていますので、そ

の辺は議員が言われるように教育委員会としての主体性やリーダーシップというものは十分踏まえつつ、相手との話し合いをこれから進めていきたいと考えております。

○議長（松田謙吾君） 6番、前田博之議員。

〔6番 前田博之君登壇〕

○6番（前田博之君） 次に、公園に入ります。

答弁がありましたけれども、この答弁を踏まえて質問していきます。それで、見ると30のうち街区公園、児童公園は80%を占めているのです。ということは、児童公園は街区の住民だけを対象にした小さな公園です。その子供たちが身近に遊ぶ公園なのです。私はそのほとんどの公園をつぶさに見てきました。写真は出しません。町内の児童公園の遊具は、使用禁止の立札とブルーシートに覆われた寂しい光景となっていました。児童公園は24か所。この24か所の遊具の総数と、そのうち砂場とかブランコの柵は除いてください、遊具に入りませんから。除いた使用禁止、使用制限、撤去もあるのか、使用不可としている率と使用可能としている率はそれぞれ何%あったのですか。

○議長（松田謙吾君） 瀬賀建設課長。

○建設課長（瀬賀重史君） ただいまのご質問の答弁になります。

街区公園、町内に24公園ございます。24公園には遊具、こちらが104基設置されてございます。全体数でいきますと104基のうち52基が使用可能、使用不可能が52基ということで、使用可能、不可能ともに50%となっております。ご質問にありました砂場とかブランコ柵、こういった遊具とは離れた部分としまして、実際にブランコとか滑り台、そういった遊具の数でいきますと、24公園の中に83基設置されてございます。使用可能となっている遊具が31基、使用不可能が52基となっております。使用可能率としましては37.3%、使用不可能率としましては62.7%の現状となっております。

○議長（松田謙吾君） 6番、前田博之議員。

〔6番 前田博之君登壇〕

○6番（前田博之君） 児童公園の性格から、ひどいです。副町長、使用可能が37.3%だよ。使用不可が62.7%。理事者としてこの現状をどう認識していますか。

○議長（松田謙吾君） 竹田副町長。

○副町長（竹田敏雄君） まず、公園の遊具の関係でございますけれども、遊具の整備に関してお話をさせていただきます。

遊具に関しては部分的な修繕ができないものですから、補助金を活用した中で遊具の整備を行っていました。平成28年度まで補助金申請をしながら遊具の整備をしてきています。それで、28年度のときに補助の制度が変わりまして、今まで申請額に決まりがなかったのですけれども、その年から3,000万円以上の事業でなければ遊具の更新はできないということになりましたので、他の大型の補助事業もありまして、それは事業としては見送りをしていたということです。それで、令和2年にプランが最終の期間になりますので、インフラ整備をしていくという考えの中から令和2年に長寿命化計画をつくりました。そして、令和3年に国に対して補助要望をしたと。令和4年から実際に遊具だとか、それから改修工事を進めているといったような状況

になっています。それで、各公園にある遊具については、半数は使えない中でシートをかけているという状況で、時間は要しましたけれども、改修工事を進めていく中で、できるだけ早い段階でそういった状況を改善できるように努めていきたいと思っております。

○議長（松田謙吾君） 6番、前田博之議員。

〔6番 前田博之君登壇〕

○6番（前田博之君） 先に聞いておきますけれども、使用不可が62.7%になっています。そうすると、子供の立場に立って、公園の目的からいえば、補助金がある、ないではなくて命に関わる部分になってきますから、本当は常に直して使える状態にするのが行政の使命なのです。そうすると、一つのルールがあると思うのだけれども、遊具等の使用禁止、制限するには一定の基準の下で多分行われていると思います。そうすると、遊具の点検で使用基準を満たしていないことから使用禁止等の措置を講じたと思いますけれども、使用を禁止するための判定基準は何を根拠にしてやっていますか。

○議長（松田謙吾君） 瀬賀建設課長。

○建設課長（瀬賀重史君） ただいまの公園遊具の禁止措置の考え方になりますけれども、まず公園施設の長寿命化計画、こちらを策定する際に遊具の点検を実施しております。またあと、遊具のメーカー等によっても、ブランコですと、つっている部分のチェーンの肉厚の部分の減り具合ですとか、あとは鉄棒ですと握る部分のさびの発生状況、そういった部分に伴って、その遊具が危険であるとか、著しく危険、そういった判定を行いまして、最終的には使用禁止措置、こういったものを取らせていただいているところでございます。

○議長（松田謙吾君） 6番、前田博之議員。

〔6番 前田博之君登壇〕

○6番（前田博之君） これは非常に大事な部分なのです。長寿命化計画をつくるときに見てやっていると言ったけれども、これは国のほうから通知等はありませんか。この判定基準として都市公園における遊具の安全確保に関する指針、これ国土交通省です。関係する協会では遊具の安全に関する基準、これもあるのです。この基準に基づいて点検しなさいと何年か前に自治体に通達が入っているのです。本来はこれに基づいてきちんとやって、生きるものは生かす、駄目なものは即直す、そういうことがあると思うのだけれども、私があえて言うのは、これは理事者、担当副町長とか、多分通知が来ていますから。あるいは担当者がこういうものをきちんと認識して日常の業務に反映させるということが本来の仕事だと思っただけだけれども、こういうものに基準がなければ、何かあったとき、町民に事故があったときに説得できないのです。これに基づいてやっているのですか。それとも、白老町が何か基準をつくっていますか、町長までの決裁を取って。

○議長（松田謙吾君） 瀬賀建設課長。

○建設課長（瀬賀重史君） ただいまの基準でございましてけれども、これは国土交通省のほうから遊具の安全基準、こういった点検基準ですとか判定基準が示されてございますので、それにのっとって、現在は職員による公園施設の点検パトロールを2か月に1度実施しながら適切に進めているところでございます。

○議長（松田謙吾君） 6番、前田博之議員。

〔6番 前田博之君登壇〕

○6番（前田博之君） 副町長に具体的に聞きます。

施設の総合管理計画に公園施設の方針とあるのです。この方針は、こう言っているのです。施設の集約や撤去等により管理の負担を軽減させることも含めて計画の策定において考慮しなければならないと、こう言っています。これは、私の解釈をすれば何らかの計画を策定することをほのめかしているようなのだけれども、公園の集約、撤去等に関してはどのような計画を持って行われようとしているのですか。

○議長（松田謙吾君） 竹田副町長。

○副町長（竹田敏雄君） まず、遊具の集約の部分ですけれども、基本的には長寿命化計画の中を基にして改修をやっていくことになります。それで、長寿命化計画では今ある公園に対する補助ということになりますので、例えば遊具をどこかに集約しようだとか、それから公園そのものをどこかに集約しようだとかということになると今の補助メニューの中ではできないということになりますので、もしそういうことをしようとするれば、また新たに考えていかなければならないということになります。ですから、この補助制度を使って遊具5基あるところを4基に減らすだとか、そういったことは人口減少だとか地域の状況を見ながら判断をしていかなければ駄目だと思っていますけれども、そういうやり方になるということです。

○議長（松田謙吾君） 6番、前田博之議員。

〔6番 前田博之君登壇〕

○6番（前田博之君） 私が言っているのはそうではないのです。総合管理計画、先ほど言ったように6年目か9年目かにできているのです。そのときに具体的に言っているのです。そうでしょう。それで、公園の長寿命化計画は実施計画で言っているのです。では、管理計画をこれだけ具体的に方針を出しているのに、ここで何らかの計画を策定しますと言っている。6年前だ、29年は。もう6年たつのに今みたいな答弁ですかということです。もっと進んでいないのですかということです、補助金云々の話ではなくて。その答弁をしてください。

もう一つ聞きます。課長、そうすると町内の公園は30か所ありますよね。街区の24か所もある。この集約を予定している公園、撤去しようとしている公園数は俎上にのっていますか。

2点お願いします。

○議長（松田謙吾君） 竹田副町長。

○副町長（竹田敏雄君） 集約する公園ということは、公園を集約していこうという計画ではございません。そこの公園が遊具も使えないということで判断をすれば、遊具は撤去してしまいますけれども、公園そのものを集約するという計画は、今の段階ではそういうことはないということになります。

それから、管理計画の中で書かれているのですけれども、実際は実施計画というか、そういった中で、アンケートもいただきましたので、町民の意見だとか、いただいた個々の意見だとか、そういうことを検討しながら進めていくということで今は対応しています。

○議長（松田謙吾君） 瀬賀建設課長。

○建設課長（瀬賀重史君） 現在の計画における公園の集約の考え方になりますけれども、現在進めております公園の長寿命化計画、こちらは10か年の計画として現在遊具の更新等を進めておりますけれども、現状ではまず老朽化した遊具の修繕、これをまず念頭に置いて長寿命化を図っていきたいという考えを持っております。現在の計画の中では、24ある街区公園を例えば20に集約ですとか、そういった施設ごとの集約は考えてはいないところでございます。

○議長（松田謙吾君） 6番、前田博之議員。

〔6番 前田博之君登壇〕

○6番（前田博之君） 私は子供たちのために、あるいは高齢化になってお年寄りも公園に行くのです。使用禁止の立札いっぱいなのです。町長は見ているか分かりません。運動公園すらそうです。それで、夏も水場は遊べないのです、水を出していないから。まして北吉原とか虎杖浜なんて全部かかっていますよ、ブルーシート。そういう実態を押さえているかどうかということです。そういうことで、私は厳しく言うけれども、子供たち、憩う場所、そういうことは行政がそこまで投げたおいていいのかということです、補助金が使えない、交付金が使えないという理由にするけれども。財源的なことは言いません、前からも議論していますから。あるのです。そこで、公園は子供たちが伸び伸びと遊べる貴重な場所なのです。そして、運動神経や体力の向上、想像力や社会性の発達なども期待できるなど、子供たちの心身の成長を助ける上で欠かせない場所なのです。そうですよね、教育長。公園整備は喫緊の課題であるのです。令和4年度には公園の実施設設計委託料が700万円、公園改修工事が約2,900万円計上しています。中身を聞こうと思ったけれども、時間がないからやめますけれども、こういう部分で来年度以降も補助金、交付金の是非にかかわらず、自主財源を確保して計画にのっとり事業を継続的に実施していくことになりますか。そういう決意でありますか、現場の副町長として。

○議長（松田謙吾君） 竹田副町長。

○副町長（竹田敏雄君） 公園整備の継続という部分ですけれども、長寿命化計画をつくった中で今年は何をして、来年は何をしてという、その計画に基づいて進めていくということになると思います。来年確実にやりますということは、この場ではなかなか言えないところです。それで、議員が言われましたように、子供たちにしてみれば公園で遊ぶということは大事なことだと思っていますので、計画に基づきながらできるだけ早く使えない遊具だとか、そういったものを改修していききたいとは思っています。

○議長（松田謙吾君） 6番、前田博之議員。

〔6番 前田博之君登壇〕

○6番（前田博之君） それでは次に、このまとめにします、今の議論と。

財源の限界もあって、全ての施設を整備していくことには時間を要します。私は理解した上で言っているのです。しかし、これまでのようにお金がないから、財源がないからといって単なる机上のプランに終わらせては駄目なのです。財政悪化から、これまでの公共施設の状態が悪くなっていても修繕や改修は先送り、あるいは後回しにされてきました。よって手のつけられない状態になってしまっているため、改修で済まされない状態に陥っている施設も見受けられます。このような悪循環を断ち切るためにはあらかじめ計画的に財源を担保して、いかに

適切な時期に最少のコストでコンスタントに実施していくかであります。町長もうなずいています。もう実施計画等は既にできているのです。あとは政治判断、政策判断で財源を確保して実施することが一丁目一番地ではないですか。見解を伺います。

○議長（松田謙吾君） 竹田副町長。

○副町長（竹田敏雄君） 前田議員からお話があったとおりに思います。一般財源も使いながらということだと思いますけれども、ここでだからできるということはなかなか言い切れないのですけれども、全体の財源を見ながら、公園もそうですし、あとインフラ関係の道路もそうですし、橋もそうですし、それから建物もそうです。そういったものもたくさんやらなければならないことがありますので、それはある程度の優先順位をつけながら取り組んでいくしかないと思っています。なるべくというか、大きな課題も早い時期に解決できるようにしっかりと取り組んでいきたいと思っています。

○議長（松田謙吾君） 6番、前田博之議員。

〔6番 前田博之君登壇〕

○6番（前田博之君） 財布を持っている古侯副町長に伺いますけれども、財源確保についてです。竹田副町長は現場の長で、もう少し現場の長とすれば命をかけて突っ込むぐらいの答弁があってもいいと思うのだけれども、何か第三者的な答弁なので、私は満足していませんけれども、古侯副町長に聞きます。財源確保について、公共施設等の総合管理計画の財源確保の方針でこう言っているのです。今後の更新、改修費用の確保のため財源確保の方針を定め、着実に実施していく。6年前です。今は公共施設等の整備基金に5億3,000万円積み立てています。この額も含めて更新、改修費用の財源確保の方針や配分方法などは具体的に定まっていますか。管理計画がこう言っているから、それに踏まえてです。更新、改修費用の財源確保の方針や配分方法などは具体的に定められているのでしょうか。定められていたら、いつ、どのような財源確保の計画が作成されているのか、そしてその内容はどうなっているか伺います。

○議長（松田謙吾君） 古侯副町長。

○副町長（古侯博之君） 様々な観点から公共施設のありよう含めて今までご質問をいただきました。実際的に最終的にはこれだけ老朽化している実態を踏まえて、公共施設をどうするかというところになると思うのです。それは、イコール財源のありようなのです。もちろん財源のみならず、使えないものをあえてそこに投資をして使っていくとかという、そういうものではなくて、公園でいえば議員がおっしゃったように、これからの子育ても含めてそこに寄与していくような、財源の確保ということがなければならぬだろうと思っています。確かに整備基金の中において一定限の積立はあります。ただ、それを公園だったら公園だとか、公共施設の部分にどう使っていくかというところは、なかなか今の段階で内部の議論の中ではそこに定まりがつかないというのが実際であります。ただ、十分今のご質問を含めて今後の公共施設のありよう、全体的な意味も含め、そして今話をした価値観をどういうふうに、今後の白老町のまちづくりの中でどこに財源を投入していくべきなのか、その辺のところも含めて整備基金のありよう、それから一般財源との関わりを含めて十分考えていきたいと思っております。

○議長（松田謙吾君） 6番、前田博之議員。

〔6番 前田博之君登壇〕

○6番（前田博之君） これですべてにします。

今の答弁では触れていませんでしたけれども、6年前に総合管理計画をつくって財源の方針を定め、着実に実施すると。実施は別にしても、財源の方針はないということですよ。そうすると、私は財源確保について提案しておきます。これは前から何回も言っているのですが、常にはねつけられるか検討という言葉で終わってしまうのだけれども、今議論してきましたように、公共施設等総合管理計画、適正配置計画、個別施設計画を着実に進め、成果の実現を図るためには、古侯副町長が言っていましたけれども、事業費の確保なのです。では、この事業費を毎年度の予算で一定の額を必ず確保しないとできていきません。前段でも言いましたけれども、先送り、後送りするのです。そして、予算総額に対して一定の率や一定の限度額を設けるなど、たがをはめて財源確保をしなければ、これまでどおりの場当たりの計画づくりの計画倒れになってしまいます。

財源は捻出できます。町民に特別負担を強いている固定資産税の超過課税額は年額約2億8,000万円前後の税金が納税されているのです。一方で、毎年度の決算でも約3億円前後の剰余金を出しているのです。これ以上その部分は議論しません。一般財源であることを承知の上ですけれども、政策判断で財政計画や予算を見える化にして固定資産税の超過課税額の一定額を長寿命化等のための事業費に充当したら、確実に担当課も今年は、優先順位もありますけれども、予算要求しても1つずつ着実に足固めできる。職員にもそういう気持ちも与えるし、必ずまちの中1つずつ見えていくのです。こういったように、一つの例ですけれども、政策判断で財政計画や予算を見える化にして、固定資産税の超過課税額の一定の額を長寿命化等のために事業費に充当すべきではありませんか。もし決断できなければ、先ほどの町長の言葉を借りると申し送りを、引継ぎをしていってください。その辺をお聞きます。

○議長（松田謙吾君） 古侯副町長。

○副町長（古侯博之君） 前の答弁でも述べましたけれども、様々な事業をしていくときにそこにどういった財源確保をしていくかというのは、政策的な部分をつくっていくときに常にその部分は大きなことですから、十分これまでもそのところは考えながら予算づくりもしてきております。来年度につきましては、こういう事情もありますので、3月部分については骨格予算でなければというか、そういうことになっていきたいと思います。ただ、町民サービスというか、行政運営の停滞というのは避けなくてはならないので、しっかりと継続性を持って進めていくということで押さえて、また来年も、新町長になってから実際的な部分は考えなくてはならない部分はあるだろうと思いますけれども、現時点においても5年度はどのような予算であるべきだということについてはしっかり今の段階でも精査しているところがございます。そういうところから含めて事業費の確保の在り方につきまして、今は超過課税のその部分の扱いについても一つの提案、例として挙げていただきました。これは前からいろいろな議論があったところがございます。そういうことも含めていかにして白老町の今後、未来をつくっていくための予算づくりをしていくかと、そのところは継続性を十分図りながら予算づくりをしていくと思っています。その中での政策的な判断は、また新たな町長の段階でしっかりしてもらおうよ

うな準備は十分していきたいと考えております。

○議長（松田謙吾君） 以上をもって6番、会派きずな、前田博之議員の一般質問を終了いたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時14分

---

再開 午後 3時29分

○議長（松田謙吾君） 休憩を閉じ、一般質問を続行いたします。

---

◇ 森 哲也君

○議長（松田謙吾君） 7番、日本共産党、森哲也議員、登壇願います。

〔7番 森 哲也君登壇〕

○7番（森 哲也君） 7番、森哲也です。本日は、1項目5点の質問をさせていただきます。

1、権利擁護について。

（1）、成年後見人制度について。

①、成年後見センター設置の進捗状況について伺います。

②、市民後見人育成の状況と課題について伺います。

（2）、高齢者及び障がい者の虐待状況について。

①、通報及び問い合わせ件数について伺います。

②、虐待が疑われるケースの対応について伺います。

③、虐待防止のための推進方策について伺います。

○議長（松田謙吾君） 戸田町長。

〔町長 戸田安彦君登壇〕

○町長（戸田安彦君） 「権利擁護」についてのご質問であります。

1項目めの「成年後見人制度」についてであります。

1点目の「成年後見センター設置の進捗状況」についてであります。令和5年4月のセンター設置に向けて北海道社会福祉協議会の成年後見制度推進バックアップセンターの協力も得ながら、法曹専門職を交えた準備会の開催や要綱の制定などの作業を進めております。

2点目の「市民後見人育成の状況と課題」についてであります。市民後見人の養成としては苫小牧成年後見センター主催の研修に参加いただいている状況であります。課題としては、成年後見センターがまだ未設置のため市民後見人として登録できず、活動の機会が限られていること、市民後見人養成研修の参加者が少ないことがあげられます。

2項目めの「高齢者及び障がい者の虐待状況」についてであります。

1点目の「通報及び問い合わせ件数について」であります。令和3年度及び4年度の虐待相談件数は総計で施設関係が高齢者1件、障がい者2件であり、そのうち認定件数は高齢者1件で、障がい者はありません。

また、在宅については、障がい者の事案はなく、高齢者の相談件数が28件であり、そのうち



認定件数は16件であります。

2点目の「虐待が疑われるケースの対応について」であります。通報内容について虐待対応ケース会議を開催し、高齢者・障がい者保護を図るため各法規の規定に基づき事実関係や訪問調査などを実施し、必要に応じて虐待を受けた方の保護措置を行うとともに北海道等へ相談、報告を行っております。

3点目の「虐待防止のための推進方針」についてであります。高齢者介護課及び健康福祉課に虐待相談対応窓口を設置し、虐待対応を行うとともに町民向けには、広報誌、ポスター掲示などによる啓発を行い、虐待防止についての正しい理解促進に努めております。

また、高齢者・障がい者施設従事者や福祉関係者向けに虐待防止の研修会を年1回実施しております。

○議長（松田謙吾君） 7番、森哲也議員。

〔7番 森 哲也君登壇〕

○7番（森 哲也君） 7番、森です。初めに、成年後見人について再質問してまいります。

成年後見制度は、自己決定の尊重などを基本理念としておりまして、認知症などにより判断能力が不十分な方の権利擁護を支える上で重要な手段でありまして、財産管理などの支援により本人の地域生活を支える役割を果たしております。また、成年後見制度の利用促進とは単に利用者の増加を目的とするのではなく、どの地域で生活していても制度の利用を必要とする人が尊厳のある本人らしい生活をできる体制の整備を目指すものでなければならないと考えております。今回白老町に令和5年4月にセンターが設置されるということでありまして、この制度がより活用されていくと思っております。このことは地域共生社会の実現に結びつくことであると考えておりますので、本日は成年後見制度について質問いたします。まず初めに、町内で現在成年後見制度を利用されている方は何名おられるのか、また町長申立てで申請された件数について伺います。

○議長（松田謙吾君） 山本高齢者介護課長。

○高齢者介護課長（山本康正君） 成年後見制度を利用している人数でございますが、室蘭家庭裁判所よりいただいた数字としては、令和3年度において44件、令和4年度においては55件となっております。そのうち町長申立て件数につきましては過去5年間において累計39件となっております。高齢者と障がい者の割合では高齢者のほうが多くなっております。

○議長（松田謙吾君） 7番、森哲也議員。

〔7番 森 哲也君登壇〕

○7番（森 哲也君） 7番、森です。現在の利用状況は55件ということございまして、年度比較しても上がっている状況と、現在高齢者の方が多いということは答弁で分かりました。そこで、もう一点伺いたいの、状況として確認したいのですが、現在この制度を利用されている方は様々なケースがあると思うのですが、町内におかれてはどのようなケースが多いのか、この傾向について伺います。

○議長（松田謙吾君） 山本高齢者介護課長。

○高齢者介護課長（山本康正君） 高齢者のケースについて私から答弁させていただきます。

高齢者では、家族による金銭搾取など高齢者虐待認定に当たるケースのほか、身寄りのない独居高齢者の施設入所契約が必要なケース、それから本人及びご家族ともに金銭管理が必要なケースがあるものと把握しております。

○議長（松田謙吾君） 下河健康福祉課長。

○健康福祉課長（下河勇生君） 障がい者のケースについてお答えいたします。

障がい者の方につきましては、重度の身体障がいまたは知的障がいがあり、金銭管理や契約行為を行う親族がいない方で親なき後の支援として活用されているものと捉えております。

○議長（松田謙吾君） 7番、森哲也議員。

〔7番 森 哲也君登壇〕

○7番（森 哲也君） 7番、森です。ケースといたしましては、金銭虐待等々の答弁がございましたが、次の項目で虐待の質問をしますが、その前にここで確認をしたいのですが、ということは後見人制度を活用するということは虐待を防止するということに大きな効果があると捉えられるのですが、その点についての見解を伺います。

○議長（松田謙吾君） 山本高齢者介護課長。

○高齢者介護課長（山本康正君） 今のご質問ですが、金銭的な虐待においては成年後見人をつけることで金銭搾取の抑止力になると考えてございます。実際に金銭的な虐待等で後見人がついた方のその後の生活については、安定した生活が送れていると把握しております。

○議長（松田謙吾君） 7番、森哲也議員。

〔7番 森 哲也君登壇〕

○7番（森 哲也君） 7番、森です。虐待の抑止力になるということは理解できました。

そこで、もう一点、町内の状況についても確認したいのですが、現在法定後見人を担っている方というのは町内に何名かおられると思うのですが、町内と町外在住ではどちらが多いのかという傾向についても伺います。

○議長（松田謙吾君） 山本高齢者介護課長。

○高齢者介護課長（山本康正君） 過去5年間、町長申立てにおいて後見人として選ばれた方は、町内在住の方が12件、町外在住の方が27件となっております。

○議長（松田謙吾君） 7番、森哲也議員。

〔7番 森 哲也君登壇〕

○7番（森 哲也君） 7番、森です。後見人を担っている方の町内の在住の状況は12名ということですが、町内だからいい、町外だから悪いという話ではなくて、後見人は専門職の方が担っているので、専門職が町外の方が多く傾向があるのかとは思いますが、専門職でないと解決が難しいケースもあるとは理解しておりますが、その一方で法定後見におかれては一人一人の判断ができる状況によって後見と補佐と補助と、この3つに分かれると思いますが、困難な事例などは専門性で考えたほうが良いと思うのですが、比較的判断ができる補助や補佐類などに関しましては、また日常に関することなど町内在住の方や市民後見人が担うことにより迅速に対応できるケースが増えてくるのかと思っております。また、制度を活用する方におかれましては、毎月支払う報酬は制度を利用される方も負担はするということになると思うのです。

が、一般的に市民後見人の方の報酬は無報酬ということでありまして、専門職の方ではある程度報酬が発生するという状況があるとまず認識しております。そこにおかれまして、報酬については補助もあり、支払いが困難でも制度を活用できる仕組みになっているということは承知しておりますが、金銭的負担を気にされて後見人制度の利用に抵抗感を持たれている方もおりますので、確認で伺いたいのですが、補助制度の周知は大事になると思っております、白老町におかれましては成年後見制度利用支援事業がございますが、何件ぐらいの実績があるのか、この状況について伺います。

○議長（松田謙吾君） 山本高齢者介護課長。

○高齢者介護課長（山本康正君） 議員おっしゃられた制度、成年後見制度の利用支援事業という補助制度はございますが、こちらは過去5年、町長による審判の申立てに関する支援並びに審判請求に要する費用に対する支援は33件ございます。こちらは高齢者、それから障がい者、合わせて33件でございます。それから、成年後見人等の報酬支払いに要する費用に関する支援は11件ございます。こちらも高齢者、障がい者の合計数字でございます。費用に関する支援は生活保護受給者の方などで、自身の金銭から後見人費用を支払えない方が裁判所の決定書により支給をしているものでございます。

○議長（松田謙吾君） 7番、森哲也議員。

〔7番 森 哲也君登壇〕

○7番（森 哲也君） 7番、森です。町内の状況については分かりました。

それで、今回この質問で何を言いたかったかといいますと、市民後見人の方の報酬等々の様々な補助の状況もあるのですが、市民後見人だと金銭的負担が少ないからよいという話ではなくて、今後センターが設置される上で市民後見人の育成が重要だということがまず質問の観点にあります。そこで、伺いたいのですが、市民後見人を育成するのに養成講座を受講して、その後研修を実施し、登録され、家庭裁判所から選任されるというプロセスがありまして、時間を要することだと思います。そこで、計画的に育成をしていかなければなりません。そこで、まず初めに入り口であるのは講座に行くことが重要になってくると思うのですが、この講座については町内での実施状況はあるかどうか伺います。

○議長（松田謙吾君） 山本高齢者介護課長。

○高齢者介護課長（山本康正君） 市民後見人の養成講座のご質問でございますが、先ほど町長の答弁でも申し上げましたが、今年度までは苫小牧市の成年後見センター主催の養成講座に参加していましたが、来年度は後見センターが本町に設置されるということになりますので、こちらについては北海道の権利擁護人材育成事業補助交付金を利用いたしまして、北海道社会福祉協議会主催の養成講座にズームで参加していただく環境を整える予定でございます。

○議長（松田謙吾君） 7番、森哲也議員。

〔7番 森 哲也君登壇〕

○7番（森 哲也君） 7番、森です。今後は苫小牧の講習等々ではなくてズームになるという答弁だったので、1点確認したいのですが、令和4年から苫小牧市と厚真町、安平町とむかわ町で成年後見支援センターが広域で設置されたと思います。それで、今後講習というのは北

北海道社会福祉協議会がズームで行っていくということで、白老町でズームによる研修を受けられるようになるのと考えてよろしいのかどうか、その点について確認で伺います。

○議長（松田謙吾君） 山本高齢者介護課長。

○高齢者介護課長（山本康正君） お話をした市民後見人養成講座につきましては、北海道社会福祉協議会主催の養成講座に我々のほうでズームの機器等を用意しまして、いきいき4・6等で受講していただける、町内で北海道の、わざわざ札幌市とかに行かれなくても白老町内で受講していただけるような考え方でおります。

○議長（松田謙吾君） 7番、森哲也議員。

〔7番 森 哲也君登壇〕

○7番（森 哲也君） 7番、森です。今後白老町でズームを活用して開催できるということは分かりました。

それで、成年後見センターが設置されているということは、今後権利擁護の発展により大きく意義があることだと思っております。今後もより発展していく上で権利擁護支援の地域連携ネットワークを構築していくことや、現在成年後見制度自体国においても制度の見直しに向けた検討がされている最中ですが、まずは現時点においてしっかりとした地域基盤の確立をしていく上でも市町村による成年後見制度利用促進の計画というのは策定していくべきだと思いますが、町の考えを伺います。

○議長（松田謙吾君） 山本高齢者介護課長。

○高齢者介護課長（山本康正君） 我々市町村による成年後見制度の利用促進の計画についてのご質問であります。こちらにつきましては、まずそれぞれ高齢者、それから障がい者の計画であります。令和2年3月に策定した第4期の白老町地域福祉計画の中でも権利擁護体制の推進、成年後見制度に関わる相談窓口を設け、体制を整えると明記しております。また、我々高齢者のほうの白老町高齢者保健福祉計画第8期の中でも継続的、専門的な相談支援の推進を行い、権利擁護の活用促進をうたっております。そういったことからいきましても、町としては今回令和5年度に白老町成年後見センターを設置し、立ち上げる中で、その後の協議会等の議論も通じまして計画の策定について検討してまいりたいと考えております。

○議長（松田謙吾君） 7番、森哲也議員。

〔7番 森 哲也君登壇〕

○7番（森 哲也君） 7番、森です。後見人については分かりました。

次の虐待についてであります。テレビの報道におかれましても、北海道で障がい者施設や高齢者施設で入居者への虐待が判明したことを受けまして、北海道で緊急の実態調査を行う方針だという報道がありました。一昨年北海道は、入居者が受けているサービスの内容や職員の業務上の負担感などを把握するため書面での調査も実施しておりますが、これを踏まえて今回行う調査の手法や内容を検討しているというところでもあります。これらのことは、恐らく虐待防止を早期に対応されていくということなのだとの報道を見て私は感じました。

それで、虐待を防止するためにはその施設に対して改善策を求めていくということはもちろん重要であります。全体の対策としても強化していくということは権利擁護や虐待防止対策

としてとても重要なことであると思っております。昨日全員協議会が開催されまして、きたこぶしの虐待の経過や要因、再発予防策については示されましたが、1 答目の答弁でありましたのが町内での高齢者虐待の状況で、高齢者の相談件数が28件あり、そのうち認定件数が16件あるということをございまして、これは本当に身近でもある問題だと捉えております。そして、これらの上がっている件数というのはあくまでも判明している件数でありまして、見えない件数がある可能性もあると考えております。今後きたこぶしの件というのは施設として再発防止策を徹底していくことは重要であると思っておりますが、まち全体としても虐待防止策の強化をしていかなければならないと考えております。まず、初めに伺いたいのが、町はまち全体の虐待防止の強化について現在どのように考えているか、理事者の考えを伺います。

○議長（松田謙吾君） 古俣副町長。

○副町長（古俣博之君） きたこぶしの案件も含めて虐待というのは人間の尊厳を傷つけ、そして人権を著しく侵害する絶対あってはならない非人間的な行為だと強く認識しております。そういう中で、このたびのきたこぶしの事案も含めて公の施設を管理する町としては、まずは自分のところの施設のありようについては今後様々な観点からしっかりと監督、指導をしていかなければならないだろうし、内部の取組を強化してまいりたいと思っております。同時に、この案件を風化させないというか、これで終わることなく教訓として、まちには多くの福祉施設がありますので、これを教訓にしながら各町内の施設との集まりの中で虐待のありようについて、それから虐待の防止について意識の共有も、それから実際的な防止の策についても共有感をお示ししながら対応をしていきたいと思っておりますし、町である包括支援センターの職員がしっかりとその高齢者だとかの部分を含めまして対応を図る中で早期発見に努めていかなければならないと考えております。

○議長（松田謙吾君） 7 番、森哲也議員。

〔7 番 森 哲也君登壇〕

○7 番（森 哲也君） 7 番、森です。まち全体の虐待防止についてなのですけれども、副町長から施設の話が主にあつたのですけれども、施設以外にも在宅の部分も大きいと思っております。在宅の部分の虐待防止強化等々、まち全体の虐待防止の強化をしていくことで今後、町全体の底上げをしていくことが重要なのかと私は思っております、個々にも質問をしていきたいと思っております。

それで、高齢者や障がい者虐待の要因というのは様々あります。生活苦、希薄な近隣関係、介護者の社会からの孤立、老老介護など様々ありまして、多岐にわたると考えております。また、今回障がいについてと高齢者についての虐待を項目に挙げているのですが、ほかにも児童虐待やDVなど様々な虐待がございまして、これら全般的な虐待防止の対策をしていかなければならないと思っております。そこで、早期発見、早期対策に結びつくのはどの虐待においても通報による部分なのかと思っております。高年齢者虐待防止法におかれても、虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者に対し市町村への通報義務というのが規定されております。特に当該高齢者の生命または身体に重大な危険が生じる場合は速やかに市町村に通報をしなければならぬとの義務が課せられており、これは障がい者虐待防止法においても同様でございま

す。通報は命を救うとも考えられ、重要であると私は思っております、町内の虐待の状況について1点確認したいのですが、今回相談等々16件の虐待認定がありました、虐待についてまず通報されるのは虐待を受けている方とどのような関係の方が多いか、この傾向について伺います。

○議長（松田謙吾君） 山本高齢者介護課長。

○高齢者介護課長（山本康正君） 虐待の通報についてのご質問であります。

こちらにつきましては、サービス支援事業所、それから医療機関、それから近隣住民の方、それからケアマネジャー、それから障がいと相談支援専門員の方が多いということが傾向としては言えます。それから、我々地域包括支援センターの職員が訪問によってその事案を発見といいますか、そこに介入するケースも多くなってきているということでございます。

○議長（松田謙吾君） 7番、森哲也議員。

〔7番 森 哲也君登壇〕

○7番（森 哲也君） 7番、森です。白老町におかれましての通報者の状況はサービス支援上などが多いということがございますが、厚生労働省の調査した資料においても、全国的にも本人からの虐待の届出は施設などのサービスを利用されている場合も2.6%、家庭などからも1.4%と極めて低い状態があります。今回の質問で何が言いたいのかといいますと、虐待を予防するには周囲の関わりを増やすことや通報が義務であるということ、その窓口を周知することが重要であるとも考えております。そこで、窓口の周知について伺いますが、高齢者虐待防止法第18条では、相談等窓口、高齢者虐待対応協力者の名称を明確にしまして、住民や関係機関に周知することが規定されております。高齢者虐待に関する窓口業務は、白老町では地域包括支援センターが行っていると思いますが、相談窓口はどこなのか端的に分かる名称を工夫し、住民や関係機関などに対して高齢者虐待や擁護者支援の担当窓口であることを明示して、市町村の担当部局名や機関名、その電話番号などを周知しなければなりません、白老町では窓口の周知状況についてどのようになっているのかお伺いいたします。

○議長（松田謙吾君） 山本高齢者介護課長。

○高齢者介護課長（山本康正君） 虐待通報の窓口周知についてのご質問であります。

こちらにつきましては、私ども町の広報、それからホームページ、それから町で作成しておりますガイドブック等に掲載して周知をさせていただいている状況でございます。

○議長（松田謙吾君） 7番、森哲也議員。

〔7番 森 哲也君登壇〕

○7番（森 哲也君） 7番、森です。ホームページ等々を使って周知しているということですが、虐待というのはいつ何どきに起こり得るのか分からないことですので、夜間時や休日、緊急時の窓口も設置し、周知していくことが重要でございます。高齢者虐待の要因には様々なものがありまして、ほかの窓口等にも相談が入る可能性も考えられますので、より一層の周知と強化をと考えております。

虐待を防止する上で、先ほども申し上げましたが、他者との関わりの増加が重要と考えております、実際に成年後見人がつくこととケアマネジャー等々がつくことで虐待等々を防ぐ効

果、抑止にもなるという答弁が先ほどございまして、ここで虐待を防止していく上で関わりを増やすことの行政の役割としまして高齢者虐待防止ネットワークを構築していくことが重要であります。令和2年度の厚生労働省のデータによりますと、介護保険サービス事業所などから成る保健医療福祉サービス介入支援ネットワークを構築している市町村が52.7%、行政機関、医療機関などから成る関係専門機関介入支援ネットワークの構築をしている市町村が51.5%と約半数ほどとなっている現状ではありますが、白老町では平成18年に白老町高齢者虐待防止ネットワーク会議設置要綱が設置されまして、医療関係機関や福祉機関などのメンバーで構成されておりますが、白老町において高齢者虐待防止対策の推進を図る重要な会議でございまして、この会議の開催状況はどのようになっているのか伺います。

○議長（松田謙吾君） 山本高齢者介護課長。

○高齢者介護課長（山本康正君） 高齢者虐待ネットワーク会議についてのご質問ですが、こちらにつきましては年に1回、権利擁護の研修と併せて会議を開催しております。昨年度につきましてはコロナ禍の状況ということもありまして会議のみ書面で行い、権利擁護研修については対面で行っております。

○議長（松田謙吾君） 7番、森哲也議員。

〔7番 森 哲也君登壇〕

○7番（森 哲也君） 現在は年に1回、そこでは書面ということですが、コロナの状況もあるのかと思うのですが、今後虐待防止対策を推進していく上で会議体も対面等々で行っていくことが重要になってくると思います。

それで、個別的な虐待防止方策としても伺いたいのですが、1点目の答弁といたしまして、対策としまして啓発ということがありましたが、啓発をしていくことの対策効果についてどのように捉えているか伺います。

○議長（松田謙吾君） 山本高齢者介護課長。

○高齢者介護課長（山本康正君） 啓発や啓蒙の効果についての捉えでございまして。

まず、基本的には虐待というものがどういったものであるかということに対する認知度を高めるという意味で施設従事者、それから町民の方々からの、そこでそういったものが分かったことでの虐待通報件数の増加につながってきていると捉えております。そういった背景によりまして、高齢者の虐待については年々件数が増えてくるということで増加傾向にあります。今後もそういった定期的な啓発や啓蒙を必要と考えてございまして。あと、在宅の部分だけではなくて施設においても高齢者虐待について、つながる背景や要因などについてもしっかりと検討できるような啓発、啓蒙を行ってまいりたいと考えております。

○議長（松田謙吾君） 7番、森哲也議員。

〔7番 森 哲也君登壇〕

○7番（森 哲也君） 7番、森です。啓発、啓蒙を今後も行っていくということですが、私が今回の質問で最後に何が言いたかったかといいますと、対策等々は今まで以上に十分に発信して強めていってもらいたいと思うのですが、現在まちの状況、まち全体の虐待防止の強化をしていく強い姿勢を示していくことが今まちには問われているのではないかと考えて

おります。今回きたこぶしの事案がございました。一施設の問題と捉えるのか、町全体として捉えるのかで大きく意味合いも変わってくるかと思っております。

そこで、どのように強い姿勢を示していくのかというところでございますが、全国的にも一番多いのは、すみません、詳細なデータはないのですが、児童虐待防止に関する条例を制定している市町村というのは近隣でいうと苫小牧市もこの条例を制定していると思います。北海道におかれましては、猿払村では児童、高齢者及び障がい者に対する虐待の防止等に関する条例が制定されております。私は、今回のきたこぶしの虐待については風化させてはならない問題だと思いますし、一施設の改善というだけではなく教訓として、全体の防止策として対策をしっかりと取り組んでいく上で、まずその先駆けとなるのは虐待防止に関する条例、これを制定して、まちがしっかりと取り組んでいくという姿勢を見せていくことが大事なのかと思っております。最後にこの点について理事者の考えを伺いまして私の質問を終わります。

○議長（松田謙吾君） 古侯副町長。

○副町長（古侯博之君） まず、改めて今回のきたこぶしの件につきましてはしっかりと受け止めて、再発防止に向けて取り組んでまいりたいと思っております。議員からご指摘がありましたけれども、この案件を風化させないで、これから町内全体における高齢者、障がい者、そして児童における全ての虐待をなくしていくために、今回の案件をしっかりと踏まえた下での取組を進めていきたいと強く考えております。その中で、ご提案いただきました条例の制定でございます。このことにつきましては、確かに今児童虐待においては虐待防止の条例というか、そういうことを含めて各地でそれが制定されていることは十分承知しております。このことも踏まえまして、今後全道における、今あるのは猿払村ということで聞いておりますけれども、猿払村をはじめ各地の防止のための条例のありようについて十分調査し、そして勉強させてもらいながら、どういう内容が本町において必要なものなのか、それらを早急に勉強しながら、制定の必要があるかどうかも含めまして検討を図ってまいりたいと考えております。

○議長（松田謙吾君） 7番、森哲也議員。

〔7番 森 哲也君登壇〕

○7番（森 哲也君） 最後と言ったのですが、もう一点質問したいのですが、勉強して制定なさるといことで今後の在り方、考え方というのは分かったのですが、ここで強い姿勢を、信頼回復するためにはそこが重要だと思ひまして、条例制定、私の一つのこととしてお答えされたのですが、もう勉強している状況ではないと私は思っているのです。条例については分かりました。そこで全体のことについての答弁がないと、私はきたこぶしを切り離して考えているのではないのかと聞こえるものでして、そこで一施設の問題は一施設の問題としてでございます。ここで改善策というのは北海道からも来ていると、報告を求められている状況というのは理解できるのですが、その部分に対する町の認識、そこを一個のものとして考えるのではなくて全体として考えていかないとならない、その強い姿勢というのがどうも今の答弁ではあまり感じられなかったもので、再度その考え方について伺います。

○議長（松田謙吾君） 古侯副町長。

○副町長（古侯博之君） そう捉えられたのであれば大変申し訳なく思います。くれぐれも私



たちが今回の事案に対してしっかりと立ち向かっていかなければならないというところは十分認識を強くしております。同時に、先ほども最初に答弁させてもらいましたが、この案件のありようについては町全体、これだけ町内に各施設がありますので、その共有も図りながら虐待の防止について進めていかなければ、本来の町としての虐待に対する抑制的な部分にはなっていないだろうと考えております。ですから、今まで様々な関係の中で、議員から出されたように多くの人たちの関わりを持ちながら、虐待が決してあってはならないのだという、そういう意識的な共有、啓発、啓蒙ということでも先ほど課長からもありました。議員からもご指摘がありましたけれども、私たちもその部分はしっかりと持ちながらも、実際に具体的に、では次に町として何をしなければいけないのか、それは議員が今ご提案された防止条例といいますか、そういうことも1つ柱に置きながら考えていかなければならないということは十分捉えております。ただ、ここでではつくるだとか、つくらないだとかということを、もう少ししっかりと捉えていかなければ、ただ単なるというか、条例づくりでまた終わってしまうと、それは決していい意味での防止策にはつながっていかないのではないかと、そういう意味合いで前に答弁させていただいた内容でございます。しっかりと受け止めて、決して防止策をないがしろにしない町としての取組を進めてまいりたいと思います。

○議長（松田謙吾君） 以上をもって7番、日本共産党、森哲也議員の一般質問を終了いたします。

---

#### ◎散会の宣告

○議長（松田謙吾君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

ここであらかじめ通知いたします。本会議は明日10時から引き続き再開いたします。

本日はこれをもって散会いたします。

（午後 4時08分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 松 田 謙 吾

署 名 議 員 長谷川 かおり

署 名 議 員 氏 家 裕 治

署 名 議 員 久 保 一 美